

- (平 22. 4. 14 医政発 0414 第 6 号 日本医師会長宛 厚生労働省医政局長通知)
2. 「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について
(平 22. 4. 14 医政発 0414 第 2 号 厚生労働省医政局長通知)
 3. 「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」の一部改正について
(平 22. 4. 14 医政発 0414 第 3 号 厚生労働省医政局長通知)
 4. 「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」の一部改正について
(平 22. 4. 14 医政発 0414 第 4 号 厚生労働省医政局長通知)
 5. 医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について
(平 15. 6. 12 医政発第 0612004 号 厚生労働省医政局長通知) 【通知本文改正反映版】
 6. 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について
(平 15. 7. 28 医政発第 0728001 号 厚生労働省医政局長通知) 【通知本文改正反映版】
 7. 臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について
(平 15. 7. 28 医政発第 0728002 号 厚生労働省医政局長通知) 【通知本文改正反映版】

(参考資料)

1. 臨床研修に関するパブリックコメント手続きによる意見について
(平 22. 3. 25 医道審議会医師分科会医師臨床研修部会資料)
2. 研修医の募集定員に関する都道府県別の上限についての試算
(平 22. 3. 25 医道審議会医師分科会医師臨床研修部会資料)
3. 「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正案について
(平 22. 3. 25 医道審議会医師分科会医師臨床研修部会資料)

※参考資料は以下の厚生労働省ホームページからも入手可能です。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/s0325-11.html>

別紙

1. 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること。(通知第2の5(1)ス関連)

「研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること」とは、研修医の募集定員が、以下の(ア)若しくは(イ)の数直を超えないか、又は後述2. [通知第2の22]により都道府県が調整した募集定員であること。

【当面の取扱い】

- ① 臨床研修病院の募集定員については、前述にかかわらず、以下の(ア)、(イ)の数値と平成22年度から研修を開始する予定であった研修内定者の実績のいずれかを超えないこととすること。〔平成23年度の研修については激変緩和措置を継続(平成22年度の研修の内定者の実績を勘案)〕ただし、後述2.により都道府県が研修医の募集定員を調整した場合には、都道府県が調整した募集定員とすること。(通知第3の3関連)
- ② これは、平成23年3月31日までの取扱いとする。その後の取扱いは、臨床研修の実施状況、地域医療への影響等を踏まえて定める。(通知第3の1関連)
- ③ 厚生労働大臣は、臨床研修省令の施行後5年以内に、臨床研修省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。当該措置を講ずる際には、上記①については廃止すること。(通知第4関連)

(ア) 研修医の募集を行う年度を起点として当該病院の過去3年間の研修医の受入実績の最大値。ただし、当該病院からの医師派遣等の実績を勘案し(ウ)〈略〉、(エ)〈略〉に規定する方法により定める数を加算する。

((ア) から求められる数値を「A」とする。以下同じ。)

(イ) 当該病院が所在する都道府県内にある臨床研修病院及び大学病院が希望する募集定員の合計(当該合計数値を「C」とする。以下同じ。)が(オ)に規定する当該都道府県の募集定員の上限(当該上限値を「B」とする。以下同じ。)を超える場合は、以下の計算式により算出した値(小数点以下の端数を生じた場合は切り上げた値)と

する。ただし、病院が希望する募集定員が、Aを上回った場合、Cを算出する際の当該病院の希望する募集定員をAの値とする。

$$A \times B / C$$

(ウ) 〈略〉

(エ) 〈略〉

(オ) (イ) にいう「当該都道府県の募集定員の上限」とは、以下の計算式により算出した数値をいう。

$$D + E + F$$

D : 次のD 1 とD 2 のうちの多い方の数値

D 1 : 全国の研修医の総数×当該都道府県の人口／全国の総人口

D 2 : 全国の研修医の総数×当該都道府県内の大学医学部の入学定員の合計／全国の大学医学部の入学定員の合計

E : 100平方km当たりの医師数が全国の中央値よりも少ない県についてはDに0.1を乗じた数値とし、100平方km当たりの医師数が30未満の道県についてはDに0.2を乗じた数値

F : D × 離島人口×5／当該都道府県の人口

【当面の取扱い】

- ① 前述(オ)に基づいて算出した都道府県の募集定員の上限の値が当該都道府県内の研修医の受入実績よりも10%以上少ない場合には、前述(オ)にかかわらず、都道府県の募集定員の上限の値を当該都道府県内の研修医の受入実績に0.9を乗じて得た数値(小数点以下の端数は切り上げ)とすること。〔平成23年度の研修については激変緩和措置を継続〕(通知第3の4 関連)
- ② これは、平成23年3月31日までの取扱いとする。その後の取扱いは、臨床研修の実施状況、地域医療への影響等を踏まえて定める。(通知第3の1 関連)
- ③ 厚生労働大臣は、臨床研修省令の施行後5年以内に、臨床研修省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。当該措置を講ずる際には、上記①については廃止すること。(通知第4 関連)

2. 地域における研修医の募集定員の調整（通知第2の22 関連）

地域における臨床研修病院群の形成を促進するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して必要な調整を行うことができること。ただし、以下のア及びイを満たさなければならないこと。

ア 調整した後の管轄地域の病院の募集定員の合計が都道府県の募集定員の上限の値（B）を超えない範囲内の調整であること。ただし、前述1.の（イ）によって算出された臨床研修病院及び大学病院の募集定員の合計（C）が都道府県の募集定員の上限（B）の値を超えている場合は、当該募集定員の合計を超えない範囲内の調整であること。

イ 募集定員の調整を受ける臨床研修病院及び大学病院の同意が得られていること。

これに伴い、一定の割合までは無条件に増員できるという従来の取扱いを廃止。

（参考：従来の取扱い）

当該病院の所在する都道府県内にある臨床研修病院及び大学病院が希望する募集定員の合計が、当該都道府県の募集定員の上限を超えない場合にあっては、当該病院の研修医の受入実績や地域の実情等、一定の条件の下に、募集定員の増員ができること。

3. 研修医の募集定員に関する特例（通知第2の23 関連）

募集定員が20名以上の基幹型臨床研修病院に必置となっている小児科・産科プログラムの定員4名分を、当該病院の募集定員に別途加算する取扱いとする。

これに伴い、従来の激変緩和措置は廃止。

（参考：従来の激変緩和措置）

将来小児科医になることを希望する研修医又は将来産科医になることを希望する研修医のいずれかを対象とした研修プログラム（募集定員2人以上）を設けることで差し支えないこと。

4. 臨床研修に関する地域協議会（通知第2の24 関連）

（1）都道府県に、臨床研修に関して関係者が協議する場（地域協議会）を設けることが望ましいこと。

（2）地域協議会は、都道府県による設置のほか、臨床研修病院、大学病院、特定非営利活動法人（NPO）等による設置が考えられること。

- (3) 地域協議会は、臨床研修病院、大学病院、医療関係団体、行政担当者等から構成され、以下の項目について協議、検討することが考えられること。
- ア 地域における臨床研修の質の向上に関すること。
 - イ 地域における研修医の確保に関すること。
 - ウ 地域における研修医の募集定員の調整に関すること。
 - エ 地域における指導医の確保、養成に関すること。
 - オ 地域における臨床研修病院群の形成に関すること。

5. 研修医の給与について（通知第2の25関連）

- (1) 研修医に決まって支払われる手当（時間外手当、当直手当等を除く。）が、年額720万円を超える場合は、病院に対して交付する臨床研修費等補助金を一定程度減額する。
- (2) この取扱いは、平成23年度に開始する臨床研修から適用する。詳細は、平成23年度の臨床研修費等補助金交付要綱において別に定める。

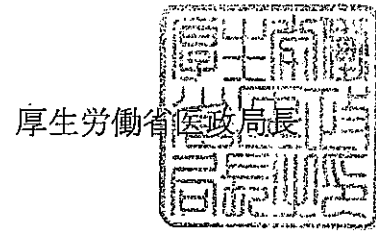
6. 単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院について【当面の取扱い】
（通知第3の2関連）

臨床研修省令の一部を改正する省令（平成21年4月28日公布 厚生労働省令第105号）附則の規定により、基幹型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院が、基幹型臨床研修病院の指定の基準を満たさない場合にあつては、研修医の募集を行う年度を起点として過去3年間に研修医の受入実績がある場合に限り、基幹型臨床研修病院として指定を継続するものであること。ただし、この取扱いは、平成24年度から臨床研修を開始する研修医の募集期間まで適用し、平成24年3月31日をもって廃止すること。

医政発 0414 第 6 号

平成 22 年 4 月 14 日

社団法人 日本医師会会長 殿



「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」等
の一部改正について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり通知を发出了したので、御了知いただきますとともに、会員各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

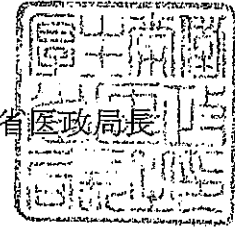


医政発 0414 第 2 号

平成 22 年 4 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」
の一部改正について

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令」(平成 14 年厚生労働省令第 158 号)の施行については、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号。以下「施行通知」という。)により通知しているところであるが、今般、別添のとおり施行通知の一部を改正し、平成 22 年 4 月 14 日より適用することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

新	旧
<p>第1 臨床研修省令の趣旨 (略)</p> <p>第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準 1～4 (略)</p> <p>5 臨床研修病院の指定の基準 (1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準 (略) ア～シ (略)</p> <p>ス 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること。 「研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること」とは、研修医の募集定員が以下の(ア)若しくは(イ)の数値を超えないか、又は後述の22により都道府県が調整した募集定員であること。</p> <p>(ア) 研修医の募集を行う年度を起点として当該病院の過去3年間の研修医の受入実績の最大値。ただし、当該病院からの医師派遣等の実績を勘案し(ウ)、(エ)に規定する方法により定める数を加算する。 (ア)から求められる数値を「A」とする。以下同じ。)</p> <p>(イ) 当該病院が所在する都道府県内にある臨床研修病院及び大学病院が希望する募集定員の合計(当該合計数値を「C」とする。以下同じ。)が、(ウ)に規定する当該都道府県の募集定員の上限(当該上限値を「B」とする。以下同じ。)を超える場合は、以下の計算式により算出した値(小数点以下の端数を生じた場合は切り上げた値)とする。<u>ただし、病院が希望する募集定員が、Aを上回った場合、Cを算出する際の当該病院の希望する募集定員をAの値とする。</u> $A \times B / C$</p>	<p>第1 臨床研修省令の趣旨 (略)</p> <p>第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準 1～4 (略)</p> <p>5 臨床研修病院の指定の基準 (1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準 (略) ア～シ (略)</p> <p>ス 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること 「研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること」とは、研修医の募集定員が以下の(ア)、(イ)の数値を超えないものであること。</p> <p>(ア) 研修医の募集を行う年度を起点として当該病院の過去3年間の研修医の受入実績の最大値。ただし、当該病院からの医師派遣等の実績を勘案し(ウ)、(エ)に規定する方法により定める数を加算する。 (ア)から求められる数値を「A」とする。以下同じ。)</p> <p>(イ) 当該病院が所在する都道府県内にある臨床研修病院及び大学病院が希望する募集定員の合計(当該合計数値を「C」とする。以下同じ。)が、(ウ)に規定する当該都道府県の募集定員の上限(当該上限値を「B」とする。以下同じ。)を超える場合は、以下の計算式により算出した値(小数点以下の端数を生じた場合は切り上げた値)とする。 $A \times B / C$</p>

(ウ)～(カ) (略)

(キ) (略)

セ～ニ (略)

(2)～(4) (略)

6～8 (略)

9 研修プログラムの変更又は新設の届出

(1)～(5) (略)

10～21 (略)

22 地域における研修医の募集定員の調整

(1) 地域における臨床研修病院群の形成を促進するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して必要な調整を行うことができること。ただし、以下のア及びイを満たさなければならないこと。

ア 調整した後の管轄地域の病院の募集定員の合計が都道府県の募集定員の上限の値 (B) を超えない範囲内の調整であること。ただし、前述5の(1)ス(イ)によって算出された臨床研修病院及び大学病院の募集定

(ウ)～(カ) (略)

(キ) 当該病院の所在する都道府県内にある臨床研修病院及び大学病院が希望する募集定員の合計が、当該都道府県の募集定員の上限を超えない場合にあっては、当該病院の研修医の受入実績や地域の実情等、一定の条件の下に、募集定員の増員ができること。

(ク) (略)

セ～ニ (略)

(2)～(4) (略)

6～8 (略)

9 研修プログラムの変更又は新設の届出

(1)～(5) (略)

(6) 平成22年度から開始する研修プログラムの変更又は新設の届出

平成22年度から開始する研修プログラムを変更又は新設する場合には、平成21年6月30日までに研修プログラムの変更又は新設の届出を提出すること。

10～21 (略)

員の合計（C）が都道府県の募集定員の上限（B）の値を超えている場合は、当該募集定員の合計を超えない範囲内の調整であること。

イ 募集定員の調整を受ける臨床研修病院及び大学病院の同意が得られていること。

- (2) 地域における研修医の募集定員の調整を円滑に行うことができるよう、都道府県は、前述5の(1)スにより算出された各病院の研修医の募集定員について、管轄する地方厚生局から情報提供を受けることができること。
- (3) 都道府県が研修医の募集定員の調整を行った場合は、管轄する地方厚生局から情報提供を受けて1か月以内に、その調整の結果を当該地方厚生局に提出すること。
- (4) 都道府県が募集定員の調整を行わない場合、各病院の研修医の募集定員は前述5の(1)ス(ア)又は(イ)の数値を超えないものとする。

23 研修医の募集定員に関する特例

前述5の(1)ア(カ)により研修プログラムを設けた場合は、前述5の(1)スにより算出した募集定員に、当該研修プログラムの定員分として4人を加算すること。

24 臨床研修に関する地域協議会

- (1) 地域における研修医の確保、臨床研修の質の向上を図るため、都道府県に、臨床研修に関して関係者が協議する場（以下「地域協議会」という。）を設けることが望ましいこと。
- (2) 地域協議会は、都道府県による設置のほか、臨床研修病院、大学病院、特定非営利活動法人（NPO）等による設置が考えられること。
- (3) 地域協議会は、臨床研修病院、大学病院、医療関係団体、行政担当者等から構成され、以下の項目について協議、検討することが考えられること。
 - ア 地域における臨床研修の質の向上に関すること。

- イ 地域における研修医の確保に関すること。
- ウ 地域における研修医の募集定員の調整に関すること。
- エ 地域における指導医の確保、養成に関すること。
- オ 地域における臨床研修病院群の形成に関すること。

25 研修医の給与について

- (1) 研修医に決まって支払われる手当（時間外手当、当直手当等を除く。）が、年額720万円を超える場合は、病院に対して交付する臨床研修費等補助金を一定程度減額すること。
- (2) この取扱いは、平成23年度に開始する臨床研修から適用することとし、詳細は、平成23年度の臨床研修費等補助金交付要綱において別に定めること。

26 施行期日等

- (1)～(5) (略)

第3 当面の取扱い

1 趣旨

医師臨床研修制度の実施に伴い、医療機関において医師の確保が困難となる可能性など、地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから、当分の間は臨床研修病院の指定基準について以下の取扱いとするものであること。ただし、後述の3及び4については、平成23年3月31日までの取扱いとし、その後の取扱いについては臨床研修の実施状況、地域医療への影響等を踏まえて定めるものであること。

2 単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院について

臨床研修省令の一部を改正する省令（平成21年4月28日公布 厚生労働省令第105号）附則の規定により、基幹型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院が、基幹型臨床研修

22 施行期日等

- (1)～(5) (略)

第3 当面の取扱い

1 趣旨

医師臨床研修制度の実施に伴い、医療機関において医師の確保が困難となる可能性など、地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから、当分の間は臨床研修病院の指定基準について以下の取扱いとするものであること。ただし、後述の4については、平成22年3月31日までの取扱いとし、その後の取扱いについては臨床研修の実施状況等を踏まえて改めて検討を行うものであること。

2 単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院について

臨床研修省令の一部を改正する省令（平成21年4月28日公布 厚生労働省令第105号）附則の規定により、基幹型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院が、基幹型臨床研修

病院の指定の基準を満たさない場合にあつては、研修医の募集を行う年度を起点として過去3年間に研修医の受入実績がある場合に限り、基幹型臨床研修病院として指定を継続するものであること。ただし、この取扱いは、平成24年度から臨床研修を開始する研修医の募集期間まで適用し、平成24年3月31日をもって廃止すること。

3 臨床研修病院の募集定員について

- (1) 臨床研修病院の募集定員については、前述第2の5(1)スにかかわらず、前述第2の5(1)ス(ア)、(イ)の数値と平成22年度から研修を開始する予定であった研修内定者の実績のいずれかを超えないこととすること。ただし、前述第2の22により都道府県が研修医の募集定員を調整した場合には、都道府県が調整した募集定員とすること。
- (2) 平成22年度から開始する研修において、前述第2の5の(1)ア(カ)により研修プログラムを設けた場合は、(1)の適用に当たっては当該研修プログラムの研修内定者について4人の実績があったものとみなすこと。

4 都道府県の募集定員の上限について

前述第2の5(1)ス(カ)に基づいて算出した都道府県の募集定員の上

病院の指定の基準を満たさない場合にあつては、地域の実情や研修医の受入実績等を十分に考慮して、指定の取消しを行うか否かを定めるものであること。

3 医師不足診療科の研修プログラムの作成について

募集定員が20人以上の基幹型臨床研修病院については、前述の5(1)ア(カ)にかかわらず、将来小児科医になることを希望する研修医又は将来産科医になることを希望する研修医のいずれかを対象とした研修プログラム(募集定員2人以上)を設けることで差し支えないこと。

4 臨床研修病院の募集定員について

臨床研修病院の募集定員については、前述5の(1)スにかかわらず、前述5の(1)ス(ア)、(イ)の数値と平成21年度から研修を開始している研修希望者の数の実績のいずれかを超えないこととすること。

5 医師派遣等について

前述5の(1)ス(エ)④については、平成23年度以降に臨床研修を開始する研修医の募集定員について適用すること。

6 都道府県の募集定員の上限について

前述5の(1)ス(カ)に基づいて算出した都道府県の募集定員の上限の

限の値が当該都道府県内の研修医の受入実績よりも10%以上少ない場合には、前述第2の5(1)ス(オ)にかかわらず、都道府県の募集定員の上限の値を当該都道府県内の研修医の受入実績に0.9を乗じて得た数値(小数点以下の端数は切り上げ)とすること。

第4 検討規定

厚生労働大臣は、臨床研修省令の施行後5年以内に、臨床研修省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。当該措置を講ずる際には、前述第3の3及び4については廃止すること。

値が当該都道府県内の研修医の受入実績よりも10%以上少ない場合には、前述5の(1)ス(オ)にかかわらず、都道府県の募集定員の上限の値を当該都道府県内の研修医の受入実績に0.9を乗じて得た数値(小数点以下の端数は切り上げ)とすること。

第4 検討規定

厚生労働大臣は、臨床研修省令の施行後5年以内に、臨床研修省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。

新

様式1

臨床研修病院指定申請書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

病院名
開設者

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第4条又は第5条に基づき、別添のとおり臨床研修病院の指定について申請いたします。

(中略)

旧

様式1

臨床研修病院指定申請書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

病院名
開設者

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第4条又は第5条に基づき、別添のとおり臨床研修病院の指定について申請いたします。

(中略)

臨床研修病院指定申請書-1-

(中略)

・臨床研修病院申請書-1-から-5-まで及び別紙1については、臨床研修プログラム検索サイトの画面を印刷したもの（不足する項目は適宜加筆すること）等必要な項目がわかるものを代わりに添付していただいても構いません。

(中略)

臨床研修病院指定申請書-1-

(中略)

・臨床研修病院申請書-1-から-5-まで、別紙1から別紙4まで及び各様式については、臨床研修プログラム検索サイトの画面を印刷したもの等必要な項目がわかるものを代わりに添付していただいても構いません。

(中略)

臨床研修病院指定申請書-2-

(中略)

16. 臨床 病理検討会 (CPC) の実施状況 (基幹型・ 協力型記 入)	開催回数	前年度実績： 回、今年度見込： 回 ※申請病院の主催により
	指導を行う病理医の氏名等	* 別紙4に記入 開催した回数を記載
	剖検数	前年度実績： 件、今年度見込： 件
	剖検を行う場所	当該医療機関の剖検室
		1. 有
		0. 無 () 大学、() 病院
		※記載した場合には、剖検を実施している大学又は病院を記入してください。

(中略)

臨床研修病院指定申請書-2-

(中略)

16. 臨床 病理検討会 (CPC) の実施状況 (基幹型・ 協力型記 入)	開催回数	前年度実績： 回、今年度見込： 回
	指導を行う病理医の氏名等	* 別紙4に記入
	剖検数	前年度実績： 件、今年度見込： 件
	剖検を行う場所	当該医療機 関の剖検室
		1. 有
		0. 無 () 大学、() 病院
		※記載した場合には、剖検を実施している大学又は病院を記入してください。

(中略)

臨床研修病院指定申請書-3-

(中略)

19~22 (略)	(略)
23. 精神保健福祉士、作業療法士その他 診療要員の配置状況 (基幹型・協力型記入) 精神科の研修を行う臨床研修病院については記入してくだ さい。	1. 精神保健福祉士： 名(常勤： 名、非常勤： 名) 2. 作業療法士： 名(常勤： 名、非常勤： 名) 3. 臨床心理技術士： 名(常勤： 名、非常勤： 名) 9. その他の精神科技術職員： 名(常勤： 名、非常勤： 名)
24. 協力型臨床研修病院としての研修実 績 (基幹型記入)	受入研修医数 研修期間 基幹型臨床研修病院名 ()名 × ()月 () ()名 × ()月 () ()名 × ()月 () ()名 × ()月 () 合計月数 ()月

臨床研修病院指定申請書-3-

(中略)

19~22 (略)	(略)
23. 精神保健福祉士、作業療法士その他 診療要員の配置状況 (基幹型・協力型記入) 精神科の研修を行う臨床研修病院については記入してくだ さい。	1. 精神保健福祉士： 名(常勤： 名、非常勤： 名) 2. 作業療法士： 名(常勤： 名、非常勤： 名) 3. 臨床心理技術士： 名(常勤： 名、非常勤： 名) 9. その他の精神科技術職員： 名(常勤： 名、非常勤： 名)
(新規)	(新規)

臨床研修病院指定申請書－ 4 －

*ここからは研修プログラムごとに記入してください。

病院施設番号： 臨床研修病院の名称：

25. ～ 29. (略)	(略)
---------------	-----

臨床研修病院指定申請書－ 4 －

*ここからは研修プログラムごとに記入してください。

病院施設番号： 臨床研修病院の名称：

24. ～ 28. (略)	(略)
---------------	-----

臨床研修病院指定申請書－ 5 －

病院施設番号： 臨床研修病院の名称：

29. (続き) ～ 33. (省略)	(省略)
---------------------	------

臨床研修病院指定申請書－ 5 －

病院施設番号： 臨床研修病院の名称：

28. (続き) ～ 32. (略)	(略)
--------------------	-----

(記入要領)

- 1～22 (略)
- 23 「臨床病理検討会 (CPC) の実施状況」欄について
- (1) 「開催回数」欄は、申請病院の主催の下に開催したCPCの申請年度の前年度の開催回数及び申請年度の開催見込数を記入すること。
 - (2) 「剖検数」欄は、申請年度の前年度の剖検件数及び申請年度の剖検見込数を記入すること。
 - (3) (略)

24～30 (略)

31 「協力型臨床研修病院としての研修実績」欄は、申請病院が、協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った際の受入人数、受入期間及び当該臨床研修を管理していた基幹型臨床研修病院名について記入すること。

32～36 (略)

別表、別表1 (略)

(記入要領)

- 1～22 (略)
- 23 「臨床病理検討会 (CPC) の実施状況」欄について
- (1) 「開催回数」欄は、申請年度の前年度の開催回数及び申請年度の開催見込数を記入すること。
 - (2) 「剖検数」欄は、申請年度の前年度の剖検件数及び申請年度の剖検見込数を記入すること。
 - (3) (略)

24～30 (略)

31～35 (略)

別表、別表1 (略)

13. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

別紙2

(略)

臨床研修病院の名称：
 病院施設番号：

区 分	内 科	外 科	救 急 部 門	小 児 科	産 婦 人 科	又は		精 神 科	その他の研修を行う診療科			合 計
						産 科	婦 人 科					
年間入院患者実数 0内は救急件数又は分 娩件数			()		()	()						
年間新外来患者数												
1日平均外来患者数 0内は年間外来診療 日数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
平均在院日数												
常勤医師数 (うち指導医数)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(略)

13. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

別紙2

(略)

臨床研修病院の名称：
 病院施設番号：

区 分	内 科	外 科	救 急 部 門	小 児 科	産 婦 人 科	又は		精 神 科	その他の研修を行う診療科			
						産 科	婦 人 科					
年間入院患者実数 0内は救急件数又は分 娩件数			()		()	()						
年間新外来患者数												
1日平均外来患者数 0内は年間外来診療 日数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
平均在院日数												
常勤医師数 (うち指導医数)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(略)

13. 診療科ごとの研修医の数

(略)

(平成 年度分)		臨床研修病院の名称： 病院施設番号：												
基幹型病院名	担当分野	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ 担当分野が選択必修科目又は選択科目の場合は、受け入れる研修医の延人数は、受け入れ予定の最大数を記入すること。

13. 診療科ごとの研修医の数

(略)

(平成 年度分)		臨床研修病院の名称： 病院施設番号：												
基幹型病院名	担当分野	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

※ (略)

※ (略)

※ (略)

2.5. 研修プログラムの名称及び概要
(略)

1～4 (略)	(略)		
5. 臨床研修を行う分野	研修分野ごとの病院又は施設 (研修分野ごとの研修期間) * 同一の研修分野について複数の病院又は施設で研修を行う場合には、適宜欄を分割してすべての病院又は施設の名称 (病院施設番号) を記入してください。 * 研修期間は研修分野ごとに月単位で記入してください。各研修分野におけるプログラムの詳細は備考欄に記入してください。 * 選択必修、選択科目については、その診療科を選択した場合の病院又は施設等を記入してください。		
	病院施設番号	病院又は施設の名称	研修期間
(記入例) ××科	1234567	〇〇病院	〇か月
必修 科目	内科		か月
	救急部門		か月
	地域医療		か月
病院で 定めた 必修科 目			か月
			か月
			か月
			か月
選択 必修 科目			か月
			か月
			か月
			か月
選択 科目			か月
			か月
備考： 選択必修科目・・・〇つの診療科の中から〇つ以上を必ず選択。			

※外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科の欄は病院で定めた必修科目か選択必修科目の欄に必ず設け、記入すること。

2.4. 研修プログラムの名称及び概要
(略)

1～4 (略)	(略)		
5. 臨床研修を行う分野	研修分野ごとの病院又は施設 (研修分野ごとの研修期間) * 同一の研修分野について複数の病院又は施設で研修を行う場合には、適宜欄を分割してすべての病院又は施設の名称 (病院施設番号) を記入してください。 * 研修期間は研修分野ごとに月単位で記入してください。各研修分野におけるプログラムの詳細は備考欄に記入してください。 * 選択必修科目については、その診療科を選択した場合の病院又は施設等を記入してください。		
	病院施設番号	病院又は施設の名称	研修期間
(記入例) ××科	1234567	〇〇病院	〇か月
(記入例) △△科	7654321	□□病院	△か月
内科			か月
救急部門			か月
地域医療			か月
外科			か月
麻酔科			か月
小児科			か月
産婦人科			か月
精神科			か月
そ の 他			か月
			か月
			か月
			か月
備考：			

(略)

病院施設番号:	臨床研修病院の名称:
臨床研修病院群番号:	臨床研修病院群名:

6. 研修スケジュール (一年次・二年次:いずれかに○) プログラム番号 _____

臨床研修開始月を基準に各月の研修人数を記入してください。 *1 (略)

病院又は施設の名称 (病院施設番号)	研修分野 *2	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
凡例 ○×病院 (○×○×○×)	内科	5												
凡例 ▲■病院 (▲■▲■▲■)	外科	3												
凡例 □△病院 (□△□△□△)	外科	2												

- * 1 : (略)
- * 2 : (略)
- * 3 : 選択必修科目や選択科目の研修分野の各月の研修人数については、病院ごとの研修医の受入予定の中で考えられる最大の受入数を記入すること。

(略)

病院施設番号:	臨床研修病院の名称:
臨床研修病院群番号:	臨床研修病院群名:

6. 研修スケジュール (一年次・二年次:いずれかに○) プログラム番号 _____

臨床研修開始月を基準に各月の研修人数を記入してください。 *1 (略)

病院又は施設の名称 (病院施設番号)	研修分野 *2	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
凡例 ○×病院 (○×○×○×)	内科	5												
凡例 ▲■病院 (▲■▲■▲■)	外科	3												
凡例 □△病院 (□△□△□△)	外科	2												

- * 1 : (略)
- * 2 : (略)

27. 指導医等の氏名等 病院施設番号: 臨床研修病院の名称:

担当分 野	氏名	所属	役職	臨床経験 年数	指導医講習会等 の受講経験 有:○ 無:×	資格等	医師登録		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 指導医
							番号	年月日		

※ (略)
 ※ (略)
 ※ (略)
 ※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び指導医については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること（プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること。）。
 ※ 研修実施責任者・・・協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者
 ※ 指導医・・・研修医に対する指導を行う医師であり、7年以上の臨床経験及び指導医養成講習会等の受講経験を有する者
 ※ (略)

26. 指導医等の氏名等 病院施設番号: 臨床研修病院の名称:

担当分 野	氏名	所属	役職	臨床経験 年数	指導医講習会等 の受講経験 有:○ 無:×	資格等	医師登録		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 指導医
							番号	年月日		

※ (略)
 ※ (略)
 ※ (略)
 ※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び指導医については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること（プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること。）。
 ※ (略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書-1-

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

病院名
開設者

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第12条に基づき、年次報告書を提出いたします。

また、併せて、同省令第9条に基づき、1. 研修プログラムの変更、2. 研修プログラムの新設を届け出ます。（研修プログラムを変更する場合には「1. 研修プログラム変更」に、研修プログラムを新設する場合には「2. 研修プログラムの新設」に○をつけてください。）

(中略)

・年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書-1-から-5-まで及び別紙1については、臨床研修プログラム検索サイトの画面を印刷したもの（不足する項目は適宜加筆すること）等必要な項目がわかるものを代わりに添付していただいても構いません。

・項目番号1から24までについては、年次報告において記入してください。

・研修プログラムの変更・新設の届出の場合は、項目番号25から33までについても記入してください。

(中略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書-2-

(中略)

15. 臨床 病理検討会 (CPC) の実施状況 (基幹型・ 協力型記 入)	開催回数	前年度実績： 回、今年度見込： 回 ※報告・届出病院の主催の
	指導を行う病理医の氏名等	* 別紙4に記入 下に開催した回数を記載
	剖検数	前年度実績： 件、今年度見込： 件
	剖検を行う場所	当該医療機関の剖検室
		1. 有
		0. 無 () 大学、() 病院

無の選択した場合には、剖検を実施している大学が剖検を記入してください。

(中略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書-1-

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

病院名
開設者

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第12条に基づき、年次報告書を提出いたします。

また、併せて、同省令第9条に基づき、1. 研修プログラムの変更、2. 研修プログラムの新設を届け出ます。（研修プログラムを変更する場合には「1. 研修プログラム変更」に、研修プログラムを新設する場合には「2. 研修プログラムの新設」に○をつけてください。）

(中略)

・年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書-1-から-5-まで及び別紙1から別紙3までについては、臨床研修プログラム検索サイトの画面を印刷したもの等必要な項目がわかるものを代わりに添付していただいても構いません。

・項目番号1から26までについては、年次報告において記入してください。

・研修プログラムの変更・新設の届出の場合は、項目番号27から33までについても記入してください。

(中略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書-2-

(中略)

15. 臨床 病理検討会 (CPC) の実施状況 (基幹型・ 協力型記 入)	開催回数	前年度実績： 回、今年度見込： 回
	指導を行う病理医の氏名等	* 別紙4に記入
	剖検数	前年度実績： 件、今年度見込： 件
	剖検を行う場所	当該医療機関の剖検室
		1. 有
		0. 無 () 大学、() 病院

無の選択した場合には、剖検を実施している大学が剖検を記入してください。

(中略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書－3－

(中略)

23. 当該病院からの医師派遣実績 ※募集定員を変更する場合は、別紙5も提出すること。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○派遣実績 名</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">募集定員加算 名</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> ※ 募集定員加算の人数は、報告・届出年度の翌年度の募集定員を算出する際に用いる医師派遣等の加算人数を記入すること。(記入要領 25 を参照) </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> ○地域医療対策協議会等の意向の把握 (有・無) </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> ※ 該当する方を○で囲むこと。 </td> </tr> </table>	○派遣実績 名	→	募集定員加算 名	※ 募集定員加算の人数は、報告・届出年度の翌年度の募集定員を算出する際に用いる医師派遣等の加算人数を記入すること。(記入要領 25 を参照)			○地域医療対策協議会等の意向の把握 (有・無)			※ 該当する方を○で囲むこと。		
○派遣実績 名	→	募集定員加算 名											
※ 募集定員加算の人数は、報告・届出年度の翌年度の募集定員を算出する際に用いる医師派遣等の加算人数を記入すること。(記入要領 25 を参照)													
○地域医療対策協議会等の意向の把握 (有・無)													
※ 該当する方を○で囲むこと。													

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書－4－

病院施設番号： _____ 臨床研修病院の名称： _____

項目 24 については、報告時に必ず記入してください。	※	
24 (略)		(略)
※ここからは研修プログラムごとに記入してください。研修プログラムの変更又は新設の場合は、上記内容と併せて以下の内容についても記入してください。		

(中略)

(記入要領)

- 1～18 (略)
- 19 「臨床病理検討会 (CPC) の実施状況」欄について
- (1) 「開催回数」欄は、報告・届出病院の主催の下に開催したCPCの報告・届出年度の前年度の開催回数及び報告・届出年度の開催見込数を記入すること。
 - (2) 「剖検数」欄は、報告・届出年度の前年度の剖検件数及び報告・届出年度の剖検見込数を記入すること。
 - (3) (略)
- 20～30 (略)

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書－3－

(中略)

23. 当該病院からの医師派遣実績	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">派遣実績 名</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">募集定員加算 名</td> </tr> </table>	派遣実績 名	→	募集定員加算 名
派遣実績 名	→	募集定員加算 名		

年次報告書、研修プログラム変更・新設届出書－4－

病院施設番号： _____ 臨床研修病院の名称： _____

項目 24, 25, 26 については、報告時に必ず記入してください。	※	
24 (略)		(略)
※ここからは研修プログラムごとに記入してください。		

(中略)

(記入要領)

- 1～18 (略)
- 19 「臨床病理検討会 (CPC) の実施状況」欄について
- (1) 「開催回数」欄は、報告・届出年度の前年度の開催回数及び報告・届出年度の開催見込数を記入すること。
 - (2) 「剖検数」欄は、報告・届出年度の前年度の剖検件数及び報告・届出年度の剖検見込数を記入すること。
 - (3) (略)
- 20～30 (略)

別表、別紙1 (略)

1 2. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

別紙2

(略)

臨床研修病院の名称：

病院施設番号：

区 分	内 科	外 科	救 急 部 門	小 児 科	産 婦 人 科	又は		精 神 科	その他の研修を行う診療科			合 計
						産 科	婦 人 科					
年間入院患者実数 0内は救急件数又は分 娩件数			()		()	()						
年間新外来患者数												
1日平均外来患者数 0内は年間外来診療 日数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
平均在院日数												
常勤医師数 (うち指導医数)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(略)

別表、別紙1 (略)

1 2. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

別紙2

(略)

臨床研修病院の名称：

病院施設番号：

区 分	内 科	外 科	救 急 部 門	小 児 科	産 婦 人 科	又は		精 神 科	その他の研修を行う診療科			
						産 科	婦 人 科					
年間入院患者実数 0内は救急件数又は分 娩件数			()		()	()						
年間新外来患者数												
1日平均外来患者数 0内は年間外来診療 日数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
平均在院日数												
常勤医師数 (うち指導医数)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(略)

1 2. 診療科ごとの研修医の数

(略)

(平成 年度分)		臨床研修病院の名称： 病院施設番号：												
基幹型病院名	担当分野	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ 担当分野が選択必修科目又は選択科目の場合は、受け入れる研修医の延人数は、受け入れ予定の最大数を記入すること。

1 2. 診療科ごとの研修医の数

(略)

(平成 年度分)		臨床研修病院の名称： 病院施設番号：												
基幹型病院名	担当分野	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

※ (略)

※ (略)

※ (略)

28. 研修プログラムの名称及び概要

(略)

1～4 (略)	(略)		
5. 臨床研修を行う分野	研修分野ごとの病院又は施設 (研修分野ごとの研修期間) * 同一の研修分野について複数の病院又は施設で研修を行う場合には、適宜欄を分割してすべての病院又は施設の名称 (病院施設番号) を記入してください。 * 研修期間を研修分野ごとに月単位で記入してください。各研修分野におけるプログラムの詳細は備考欄に記入してください。 * 選択必修、選択科目については、その診療科を選択した場合の病院又は施設等を記入してください。		
	病院施設番号	病院又は施設の名称	研修期間
(記入例) ××科	1234567	〇〇病院	〇か月
必修 科目	内科		か月
	救急部門		か月
	地域医療		か月
病院で 定めた 必修科 目			か月
			か月
			か月
			か月
選択 必修 科目			か月
			か月
			か月
			か月
選択 科目			か月
			か月
備考： 選択必修科目・・・〇つの診療科の中から〇つ以上を必ず選択。			

※外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科の欄は病院で定めた必修科目が選択必修科目の欄に必ず設け、記入すること。

28. 研修プログラムの概要

(略)

1～4 (略)	(略)		
5. 臨床研修を行う分野	研修分野ごとの病院又は施設 (研修分野ごとの研修期間) * 同一の研修分野について複数の病院又は施設で研修を行う場合には、適宜欄を分割してすべての病院又は施設の名称 (病院施設番号) を記入してください。 * 研修期間を研修分野ごとに月単位で記入してください。各研修分野におけるプログラムの詳細は備考欄に記入してください。 * 選択必修科目については、その診療科を選択した場合の病院又は施設等を記入してください。		
	病院施設番号	病院又は施設の名称	研修期間
(記入例) ××科	1234567	〇〇病院	〇か月
(記入例) △△科	7654321	□□病院	△か月
内科			か月
救急部門			か月
地域医療			か月
外科			か月
麻酔科			か月
小児科			か月
産婦人科			か月
精神科			か月
そ の 他			か月
			か月
			か月
			か月
備考：			

(略)

病院施設番号:	臨床研修病院の名称:
臨床研修病院群番号:	臨床研修病院群名:

6. 研修スケジュール (一年次・二年次:いずれかに○) プログラム番号 _____

臨床研修開始月を基準に各月の研修人数を記入してください。 *1 (略)

病院又は施設の名称 (病院施設番号)	研修分野 *2	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
凡例 ○×病院 (○×○×○×)	内科	5											
凡例 ▲■病院 (▲■▲■▲■)	外科	3											
凡例 □△病院 (□△□△□△)	外科	2											

*1: (略)

*2: (略)

*3: 選択必修科目や選択科目の研修分野の各月の研修人数については、病院ごとの研修医の受入予定の中で考えられる最大の受入数を記入すること。

(略)

病院施設番号:	臨床研修病院の名称:
臨床研修病院群番号:	臨床研修病院群名:

6. 研修スケジュール (一年次・二年次:いずれかに○) プログラム番号 _____

臨床研修開始月を基準に各月の研修人数を記入してください。 *1 (略)

病院又は施設の名称 (病院施設番号)	研修分野 *2	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
凡例 ○×病院 (○×○×○×)	内科	5											
凡例 ▲■病院 (▲■▲■▲■)	外科	3											
凡例 □△病院 (□△□△□△)	外科	2											

*1: (略)

*2: (略)

30. 指導医等の氏名等

病院施設番号: _____

臨床研修病院の名称: _____

担当分野	氏名	所属	役職	臨床経験年数	指導医講習会等の受講経験 有:○ 無:×	資格等	医師登録		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 指導医
							番号	年月日		

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び指導医については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること（プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること。）。

*研修実施責任者・・・協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者

*指導医・・・研修医に対する指導を行う医師であり、7年以上の臨床経験及び指導医養成講習会等の受講経験を有する者

※ (略)

28. 指導医等の氏名等

病院施設番号: _____

臨床研修病院の名称: _____

担当分野	氏名	所属	役職	臨床経験年数	指導医講習会等の受講経験 有:○ 無:×	資格等	医師登録		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 指導医
							番号	年月日		

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び指導医については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること（プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること。）。

※ (略)

医師派遣等加算の算出基礎資料

病院名

○医師派遣等の実績

 人 (※医師派遣等加算の対象となる医師派遣等の実績数)

(算出基礎)

NO.	対象医師名	診療科 <small>※記入は任意</small>	臨床経験 年数	受入病院名	受入病院が所在 する都道府県	派遣開始時期 又は 前年度3月時点の受入年数	派遣形態 <small>※記入は任意</small>
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

(注) 1 記入項目は、病院の研修医募集定員の設定に際し、募集定員に加算を行うための基礎資料となるものである。

本様式例については、参考を示しているものであり、既に作成している様式があれば、それを代用して差し支えない。その際、必須項目として、①対象医師名、②臨床経験年数、③受入病院名、④受入病院が所在する都道府県、⑤派遣開始時期を明記すること。

2 募集定員は、研修医の募集を行う年度の前年度末の時点で医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の病院に加算される。従って、前述医師数が20人未満の病院は、記入・提出の必要はない。

3 対象となる医師は、医師免許取得後7年以上15年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務すること、かつ、受入病院で勤務する期間が継続して1年以上3年以下であることが要件となる。

4 診療科については、対象医師の専門診療科を想定している。把握している範囲での記入で差し支えない。

なお、医師派遣等を行う病院が用いている通称名（1外科、2内科など）で差し支えない。

- 5 臨床経験年数とは、医師免許取得後、病院等での臨床経験年数を指し、1年未満の端数については、切り捨て処理を行う。
ただし、医師免許取得後15年を超えるものについては、募集定員の加算の対象とはしない。
- 6 都道府県域を超えて医師派遣等を行っている場合は、受入病院が所在する都道府県名を記入すること。
同一県内に医師派遣等を行っている場合は空欄で差し支えない。
- 7 研修医の募集を行う年度の前年度3月時点の受入年数について、1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
ただし、受入年数が3年を超えるものについては、募集定員の加算の対象とはしない。
- 8 派遣形態とは、平成21年5月11日医政局長通知（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について）第5（1）ス（エ）①の示すア～ウ）のいずれかを記入すること。
- ア） 病院が、当該病院に勤務する医師を、出向などにより、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合
- イ） 病院が、当該病院に勤務経験のある医師を、当該病院以外の受入病院との主たる調整役になって、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合
- ウ） 病院が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、地域医療の確保等のために医師を派遣する場合

様式9～様式16（略）

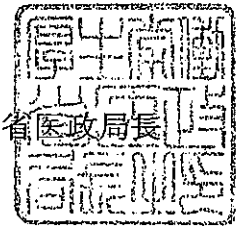
様式9～様式16（略）



医政発 0414 第 3 号
平成 22 年 4 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」
の一部改正について

大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請手続等については、「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」(平成15年7月28日付け医政発第0728001号。以下「特例通知」という。)により、各都道府県知事あてに通知しているところであるが、今般、別添のとおり特例通知の一部を改正し、平成22年4月14日より適用することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

別添 「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
<p>第1 用語の定義 (略)</p>	<p>第1 用語の定義 (略)</p>
<p>第2 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の指定の申請</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 基幹型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院の指定申請書及び添付書類を取りまとめて、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の(2) <u>アからカ</u>までの添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。</p>	<p>第2 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の指定の申請</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 基幹型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院の指定申請書及び添付書類を取りまとめて、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の(2) <u>イからキ</u>までの添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。</p>
<p>第3 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の基準 (略)</p>	<p>第3 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の基準 (略)</p>
<p>第4 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の変更の届出 (略)</p>	<p>第4 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の変更の届出 (略)</p>
<p>第5 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第5 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

<p>2 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出 (1)～(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第6 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の年次報告 (略)</p> <p>第7 大学病院のみで共同して臨床研修を行う大学病院からの情報提供 (略)</p> <p>第8 文部科学省との連携 (略)</p>	<p><u>(4) (1)において、平成22年度から開始する研修プログラムを変更又は新設する場合には、厚生労働大臣への提出期限を平成21年6月30日までとすること。</u></p> <p>2 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (1)において、平成22年度から開始する研修プログラムを変更又は新設する場合には、厚生労働大臣への提出期限を平成21年6月30日までとすること。</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>第6 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の年次報告 (略)</p> <p>第7 大学病院のみで共同して臨床研修を行う大学病院からの情報提供 (略)</p> <p>第8 文部科学省との連携 (略)</p>
--	--

新

様式1 (略)

大学病院概況表-1-

様式2

(中略)

・大学病院概況表-1-から-5-まで及び別紙1については、臨床研修プログラム検索サイトの画面を印刷したもの(不足する項目は適宜加筆すること)等必要な項目がわかるものを代わりに添付していただいても構いません。

(中略)

1.3. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

別紙2

(略)

大学病院の名称：
病院施設番号：

区 分	内 科	外 科	救 急 部 門	小 児 科	産 婦 人 科	又 是		精 神 科	その他の研修を行う診療科			合 計
						産 科	婦 人 科					
年間入院患者実数 0内は救急件数又は分 娩件数			()		()	()						
年間新外来患者数												
1日平均外来患者数 0内は年間外来診療 日数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
平均在院日数												
常勤医師数 (うち指導医数)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(略)

旧

様式1 (略)

大学病院概況表-1-

様式2

(中略)

・大学病院概況表-1-から-6-まで、別紙1から別紙4までについては、臨床研修プログラム検索サイトの画面を印刷したもの等必要な項目がわかるものを代わりに添付していただいても構いません。

(中略)

1.3. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

別紙2

(略)

大学病院の名称：
病院施設番号：

区 分	内 科	外 科	救 急 部 門	小 児 科	産 婦 人 科	又 是		精 神 科	その他の研修を行う診療科			
						産 科	婦 人 科					
年間入院患者実数 0内は救急件数又は分 娩件数			()		()	()						
年間新外来患者数												
1日平均外来患者数 0内は年間外来診療 日数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
平均在院日数												
常勤医師数 (うち指導医数)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(略)

1.3. 診療科ごとの研修医の数

(略)

(平成 年度分)		大学病院の名称：												
		病院施設番号：												
基幹型病院名	担当分野	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ 担当分野が選択必修科目又は選択科目の場合は、受け入れる研修医の延人数は、受け入れ予定の最大数を記入すること。

1.3. 診療科ごとの研修医の数

(略)

(平成 年度分)		大学病院の名称：												
		病院施設番号：												
基幹型病院名	担当分野	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

※ (略)

※ (略)

※ (略)

2 4. 研修プログラムの名称及び概要
(略)

1～4 (略)		(略)	
5. 臨床研修を行う分野		研修分野ごとの病院又は施設 (研修分野ごとの研修期間)	
		<p>* 同一の研修分野について複数の病院又は施設で研修を行う場合には、適宜欄を分割してすべての病院又は施設の名称 (病院施設番号) を記入してください。</p> <p>* 研修期間は研修分野ごとに月単位で記入してください。各研修分野におけるプログラムの詳細は備考欄に記入してください。</p> <p>* 選択必修、選択科目については、その診療科を選択した場合の病院又は施設等を記入してください。</p>	
		病院施設番号	研修期間
(記入例) ××科		1234567	〇〇病院
必修 科目	内科		か月
	救急部門		か月
	地域医療		か月
病院で 定めた 必修科 目			か月
			か月
			か月
			か月
選択 必修 科目			か月
			か月
			か月
選択 科目			か月
			か月
備考: 選択必修科目・・・〇つの診療科の中から〇つ以上を必ず選択。			

※外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科の欄は病院で定めた必修科目か選択必修科目の欄に必ず設け、記入すること。

2 4. 研修プログラムの名称及び概要
(略)

1～4 (略)		(略)	
5. 臨床研修を行う分野		研修分野ごとの病院又は施設 (研修分野ごとの研修期間)	
		<p>* 同一の研修分野について複数の病院又は施設で研修を行う場合には、適宜欄を分割してすべての病院又は施設の名称 (病院施設番号) を記入してください。</p> <p>* 研修期間は研修分野ごとに月単位で記入してください。各研修分野におけるプログラムの詳細は備考欄に記入してください。</p> <p>* 選択必修科目については、その診療科を選択した場合の病院又は施設等を記入してください。</p>	
		病院施設番号	研修期間
(記入例) ××科		1234567	〇〇病院
(記入例) △△科		7654321	□□病院
内科			か月
救急部門			か月
地域医療			か月
外科			か月
麻酔科			か月
小児科			か月
産婦人科			か月
精神科			か月
そ の 他			か月
			か月
			か月
備考:			か月

(略)

病院施設番号:	大学病院の名称:
臨床研修病院群番号:	臨床研修病院群名:

6. 研修スケジュール (一年次・二年次:いずれかに○)		プログラム番号											
臨床研修開始月を基準に各月の研修人数を記入してください。 *1													
病院又は施設の名称 (病院施設番号)	研修分野 *2	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
凡例 ○×病院 (○×○×○×)	内科	5											
凡例 ▲■病院 (▲■▲■▲■)	外科		3										
凡例 □△病院 (□△□△□△)	外科		2										

*1: (略)

*2: (略)

*3: 選択必修科目や選択科目の研修分野の各月の研修人数については、病院ごとの研修医の受入予定の中で考えられる最大の受入数を記入すること。

(略)

病院施設番号:	大学病院の名称:
臨床研修病院群番号:	臨床研修病院群名:

6. 研修スケジュール (一年次・二年次:いずれかに○)		プログラム番号											
臨床研修開始月を基準に各月の研修人数を記入してください。 *1													
病院又は施設の名称 (病院施設番号)	研修分野 *2	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
凡例 ○×病院 (○×○×○×)	内科	5											
凡例 ▲■病院 (▲■▲■▲■)	外科		3										
凡例 □△病院 (□△□△□△)	外科		2										

*1: (略)

*2: (略)

26. 指導医等の氏名等 病院施設番号: _____ 大学病院の名称: _____

担当分野	氏名	所属	役職	臨床経験 年数	指導医講習会等の 受講経験 有:○ 無:×	資格等	医籍登録		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 指導医
							番号	年月日		

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び指導医については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること（プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること。）。

*研修実施責任者・・・協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者

*指導医・・・研修医に対する指導を行う医師であり、7年以上の臨床経験及び指導医養成講習会等の受講経験を有する者

※ (略)

様式3～様式4 (略)

26. 指導医等の氏名等 病院施設番号: _____ 大学病院の名称: _____

担当分野	氏名	所属	役職	臨床経験 年数	指導医講習会等の 受講経験 有:○ 無:×	資格等	医籍登録		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 指導医
							番号	年月日		

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び指導医については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること（プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること。）。

※ (略)

様式3～様式4 (略)

大学病院概況表 (変更等記載用) - 1 -
(中略)

- ・大学病院概況表-1-から-5-まで及び別紙1までについては、臨床研修プログラム検索サイトの画面を印刷したものの(不足する項目は適宜加筆すること)等必要な項目がわかるものを代わりに添付していただいても構いません
- ・項目番号1から24までについては、年次情報提供において記入してください。
- ・研修プログラムの変更・新設の届出の場合は、項目番号25から33までについても記入してください。

(中略)

大学病院概況表 (変更等記載用) - 3 -
(中略)

23. 当該病院からの医師派遣実績 ※募集定員を変更する場合は、別紙5も提出すること。	○派遣実績 名	→	募集定員加算 名
	※ 募集定員加算の人数は、報告・届出年度の翌年度の募集定員を算出する際に用いる医師派遣等の加算人数を記入すること。(記入要領25を参照)		
○地域医療対策協議会等の意向の把握 (有・無)			
※ 該当する方を○で囲むこと。			

大学病院概況表 (変更等記載用) - 4 -

病院施設番号： 大学病院の名称：

項目24までについては、情報提供時に必ず記入してください。	※	
24 (略)		(略)
※ここからは研修プログラムごとに記入してください。研修プログラムの変更又は新設の場合は、上記内容と併せて以下の内容についても記入してください。		

(中略)

(記入要領)

- 1~7 (略)
- 8 項目番号1から24までについては、年次情報提供において記入すること。
- 9 研修プログラムの変更・新設の届出の場合は、項目番号25から33までについても記入すること。
- 10~30 (略)

大学病院概況表 (変更等記載用) - 1 -
(中略)

- ・大学病院概況表-1-から-5-まで及び別紙1から別紙3までについては、臨床研修プログラム検索サイトの画面を印刷したもの等必要な項目がわかるものを代わりに添付していただいても構いません。
- ・項目番号1から27までについては、年次情報提供において記入してください。
- ・研修プログラムの変更・新設の届出の場合は、項目番号28から33までについても記入してください。

(中略)

大学病院概況表 (変更等記載用) - 3 -
(中略)

23. 当該病院からの派遣実績	派遣実績 名	→	募集定員加算 名

大学病院概況表 (変更等記載用) - 4 -

病院施設番号： 大学病院の名称：

項目24から27までについては、情報提供時に必ず記入してください。	※	
24 (略)		(略)
※ここからは研修プログラムごとに記入してください。		

(中略)

(記入要領)

- 1~7 (略)
- 8 項目番号1から27までについては、年次報告において記入すること。
- 9 研修プログラムの変更・新設の届出の場合は、項目番号28から33までについても記入すること。
- 10~30 (略)

別表、別紙1 (略)

1 2. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

別紙2

(略)

大学病院の名称：

病院施設番号：

区 分	内 科	外 科	救 急 部 門	小 児 科	産 婦 人 科	又は		精 神 科	その他の研修を行う診療科			合 計
						産 科	婦 人 科					
年間入院患者実数 0内は救急件数又は分 娩件数			()		()	()						
年間新外来患者数												
1日平均外来患者数 0内は年間外来診療 日数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
平均在院日数												
常勤医師数 (うち指導医数)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(略)

別表、別紙1 (略)

1 2. 診療科ごとの入院患者・外来患者の数

別紙2

(略)

大学病院の名称：

病院施設番号：

区 分	内 科	外 科	救 急 部 門	小 児 科	産 婦 人 科	又は		精 神 科	その他の研修を行う診療科				
						産 科	婦 人 科						
年間入院患者実数 0内は救急件数又は分 娩件数			()		()	()							
年間新外来患者数													
1日平均外来患者数 0内は年間外来診療 日数	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
平均在院日数													
常勤医師数 (うち指導医数)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(略)

12. 診療科ごとの研修医の数

既に番号を取得している大学病院については病院施設番号を記入してください。

(平成 年度分)		大学病院の名称：												
		病院施設番号：												
基幹型病院名	担当分野	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ 担当分野が選択必修科目又は選択科目の場合は、受け入れる研修医の延人数は、受け入れ予定の最大数を記入すること。

12. 診療科ごとの研修医の数

既に番号を取得している臨床研修病院については病院施設番号を記入してください。

(平成 年度分)		臨床研修病院の名称：												
		病院施設番号：												
基幹型病院名	担当分野	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

※ (略)

※ (略)

※ (略)

28. 指導医等の氏名等

病院施設番号: _____

大学病院の名称: _____

担当分野	氏名	所属	役職	臨床経験年数	指導医講習会等の受講経験 有:○ 無:×	資格等	医籍登録		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 指導医
							番号	年月日		

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び指導医については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること（プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること。）。

*研修実施責任者・・・協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者

*指導医・・・研修医に対する指導を行う医師であり、7年以上の臨床経験及び指導医養成講習会等の受講経験を有する者

※ (略)

28. 指導医等の氏名等

病院施設番号: _____

大学病院の名称: _____

担当分野	氏名	所属	役職	臨床経験年数	指導医講習会等の受講経験 有:○ 無:×	資格等	医籍登録		プログラム番号	備考 1 プログラム責任者 2 副プログラム責任者 3 研修実施責任者 4 指導医
							番号	年月日		

※ (略)

※ (略)

※ (略)

※ プログラム責任者、副プログラム責任者、研修実施責任者及び指導医については、「備考」欄にそれぞれに応じた番号を記入し、併せてプログラム番号を記入すること（プログラム番号を取得していない場合には研修プログラムの名称を記入すること。）。

※ (略)

29. 研修プログラムの名称及び概要

(略)

1～4 (略)		(略)		
5. 臨床研修を行う分野		研修分野ごとの病院又は施設（研修分野ごとの研修期間） * 同一の研修分野について複数の病院又は施設で研修を行う場合には、適宜区別してすべての病院又は施設の名称（病院施設番号）を記入してください。 * 研修期間も研修分野ごとに月単位で記入してください。各研修分野におけるプログラムの詳細は備考欄に記入してください。 * 選択必修、選択科目については、その診療科を選択した場合の病院又は施設等を記入してください。		
		病院施設番号	病院又は施設の名称	研修期間
(記入例) ××科		1234567	〇〇病院	〇か月
必修科目	内科			か月
	救急部門			か月
	地域医療			か月
病院で定めた必修科目				か月
				か月
				か月
				か月
選択必修科目				か月
				か月
				か月
				か月
選択科目				か月
				か月
備考： 選択必修科目・・・〇つの診療科の中から〇つ以上を必ず選択。				

※外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科の欄は病院で定めた必修科目か選択必修科目の欄に必ず設け、記入すること。

29. 研修プログラムの名称及び概要

(略)

1～4 (略)		(略)		
5. 臨床研修を行う分野		研修分野ごとの病院又は施設（研修分野ごとの研修期間） * 同一の研修分野について複数の病院又は施設で研修を行う場合には、適宜区別してすべての病院又は施設の名称（病院施設番号）を記入してください。 * 研修期間も研修分野ごとに月単位で記入してください。各研修分野におけるプログラムの詳細は備考欄に記入してください。 * 選択必修科目については、その診療科を選択した場合の病院又は施設等を記入してください。		
		病院施設番号	病院又は施設の名称	研修期間
(記入例) ××科		1234567	〇〇病院	〇か月
(記入例) △△科		7654321	□□病院	△か月
内科				か月
救急部門				か月
地域医療				か月
外科				か月
麻酔科				か月
小児科				か月
産婦人科				か月
精神科				か月
その他				か月
				か月
				か月
備考：				

(略)

(略)

病院施設番号:	大学病院の名称:
臨床研修病院群番号:	臨床研修病院群名:

6. 研修スケジュール (一年次・二年次:いずれかに○)		プログラム番号												
臨床研修開始月を基準に各月の研修人数を記入してください。 *1														
病院又は施設の名称 (病院施設番号)	研修分野 *2	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
凡例 ○×病院 (○×○×○×)	内科	5												
凡例 ▲■病院 (▲■▲■▲■)	外科		3											
凡例 □△病院 (□△□△□△)	外科		2											

*1: (略)

*2: (略)

*3: 選択必修科目や選択科目の研修分野の各月の研修人数については、病院ごとの研修医の受入予定の中で考えられる最大の受入数を記入すること。

(略)

病院施設番号:	大学病院の名称:
臨床研修病院群番号:	臨床研修病院群名:

6. 研修スケジュール (一年次・二年次:いずれかに○)		プログラム番号												
臨床研修開始月を基準に各月の研修人数を記入してください。 *1														
病院又は施設の名称 (病院施設番号)	研修分野 *2	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
凡例 ○×病院 (○×○×○×)	内科	5												
凡例 ▲■病院 (▲■▲■▲■)	外科		3											
凡例 □△病院 (□△□△□△)	外科		2											

*1: (略)

*2: (略)

別紙5

(新規)

医師派遣等加算の算出基礎資料

病院名

○医師派遣等の実績 人 (※医師派遣等加算の対象となる医師派遣等の実績数)

(算出基礎)

NO.	対象医師名	診療科 <small>※記入は任意</small>	臨床経験 年数	受入病院名	受入病院が所在 する都道府県	派遣開始時期 又は 前年度3月時点の受入年数	派遣形態 <small>※記入は任意</small>
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

- (注) 1 記入項目は、病院の研修医募集定員の設定に際し、募集定員に加算を行うための基礎資料となるものである。
 本様式例については、参考に表示しているものであり、既に作成している様式があれば、それを代用して差し支えない。その際、必須項目として、①対象医師名、②臨床経験年数、③受入病院名、④受入病院が所在する都道府県、⑤派遣開始時期を明記すること。
- 2 募集定員は、研修医の募集を行う年度の前年度末の時点で医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の病院に加算される。従って、前述医師数が20人未満の病院は、記入・提出の必要はない。
- 3 対象となる医師は、医師免許取得後7年以上15年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務すること、かつ、受入病院で勤務する期間が継続して1年以上3年以下であることが要件となる。
- 4 診療科については、対象医師の専門診療科を想定している。把握している範囲での記入で差し支えない。
- なお、医師派遣等を行う病院が用いている通称名（1外科、2内科など）で差し支えない。

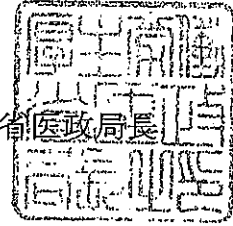
- 5 臨床経験年数とは、医師免許取得後、病院等での臨床経験年数を指し、1年未満の端数については、切り捨て処理を行う。
ただし、医師免許取得後15年を超えるものについては、募集定員の加算の対象とはしない。
- 6 都道府県域を超えて医師派遣等を行っている場合は、受入病院が所在する都道府県名を記入すること。
同一県内に医師派遣等を行っている場合は空欄で差し支えない。
- 7 研修医の募集を行う年度の前年度3月時点の受入年数について、1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
ただし、受入年数が3年を超えるものについては、募集定員の加算の対象とはしない。
- 8 派遣形態とは、平成21年5月11日医政局長通知（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について）第5（1）ス（エ）①の示すア～ウ）のいずれかを記入すること。
- ア） 病院が、当該病院に勤務する医師を、出向などにより、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合
- イ） 病院が、当該病院に勤務経験のある医師を、当該病院以外の受入病院との主たる調整役になって、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合
- ウ） 病院が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、地域医療の確保等のために医師を派遣する場合



医政発 0414 第 4 号
平成 22 年 4 月 14 日

各国公私立医科大学（医学部）附属病院長 殿

厚生労働省医政局長



「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」
の一部改正について

臨床研修を行う大学病院においては、「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」（平成15年7月28日付け医政発第0728002号。以下「依頼通知」という。）により、当該病院において行われる臨床研修に関する情報提供をお願いしているところであるが、今般、別添のとおり依頼通知の一部を改正し、平成22年4月14日より適用することとしたので、よろしくお願ひしたい。

別添 「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
<p>第1 用語の定義 (略)</p>	<p>第1 用語の定義 (略)</p>
<p>第2 臨床研修病院の指定の申請の際の大学病院からの情報提供 (略)</p>	<p>第2 臨床研修病院の指定の申請の際の大学病院からの情報提供 (略)</p>
<p>第3 臨床研修病院の変更の届出の際の大学病院からの情報提供 (略)</p>	<p>第3 臨床研修病院の変更の届出の際の大学病院からの情報提供 (略)</p>
<p>第4 臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出の際の大学病院からの情報提供</p> <p>1 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供 (1)～(2) (略)</p> <p>2 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供 (1)～(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第4 臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出の際の大学病院からの情報提供</p> <p>1 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供 (1)～(2) (略) <u>(3)(2)において、平成22年度から開始する研修プログラムを変更又は新設する場合には、地方厚生局健康福祉部医事課あての送付期限を平成21年6月30日までとしていること。</u></p> <p>2 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供 (1)～(3) (略) <u>(4)(3)において、平成22年度から開始する研修プログラムを変更又は新設する場合には、地方厚生局健康福祉部医事課あての送付を平成21年6月30日までに行うようお願いしたいこと。</u></p> <p>3～4 (略)</p>

<p>第5 臨床研修病院の年次報告の際の大学病院からの情報提供 (略)</p> <p>第6 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの情報提供</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供 (1)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第7 文部科学省との連携 (略)</p>	<p>第5 臨床研修病院の年次報告の際の大学病院からの情報提供 (略)</p> <p>第6 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの情報提供</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)平成22年度から開始する研修プログラムを変更又は新設する場合には、基幹型相当大学病院の管理者は、研修プログラムの変更又は新設の届出に係る書類を平成21年6月30日までに送付するようお願いしたいこと。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第7 文部科学省との連携 (略)</p>
---	--

医政発第0612004号

平成15年6月12日

(一部改正 平成17年 2月 8日

平成17年10月21日

平成18年 3月22日

平成19年 3月30日

平成20年 3月26日

平成21年 5月11日

平成22年 4月14日)

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について

医師の臨床研修については、医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号。以下「改正法」という。）による医師法（昭和23年法律第201号。以下「法」という。）の一部改正により、インターン制度が廃止されて以来36年ぶりに抜本的な改革が行われることとなった。すなわち、診療に従事しようとするすべての医師は、臨床研修を受けなければならないこととされ、また、これに併せて、臨床研修の内容の検討を進め、医師が、適切な指導体制の下で、医師としての人格をかん養し、プライマリ・ケアを中心に幅広く医師として必要な診療能力を効果的に身に付けることができるものとする事とされたところである。これを踏まえ、平成14年12月11日に、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号。以下「臨床研修省令」という。）が公布・施行され、また、その後の検討を受けて、平成15年6月12日に、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第105号。以下「改正省令」という。）が公布・施行

され、下記のとおり、新たな臨床研修制度が定められたところである。また、本制度の円滑な実施を図るため、地方厚生局において、臨床研修病院、大学病院、医療関係団体等の参加を得て連絡協議会を設置することとしている。

新たな臨床研修制度は、医師が、医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な診療能力を修得することにより、医師としての資質の向上を図ることを目的としており、地域の医療提供体制の整備に当たっても、重要な役割を果たすことが期待されるものである。については、貴職におかれても、臨床研修省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるとともに、地方厚生局において設置する連絡協議会に参加するなど、新たな臨床研修制度の円滑な実施に御協力をお願いする。

記

第1 臨床研修省令の趣旨

法第16条の2第1項に規定する臨床研修については、改正法による法の一部改正により、平成16年4月1日から、診療に従事しようとするすべての医師に義務付けられるところであるが、臨床研修省令は、法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関して、臨床研修の基本理念、臨床研修病院の指定の基準等を定めるものであること。

なお、改正法附則第8条（臨床研修修了医師の登録に係る経過措置）の規定により、同日前に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けたものは、改正法による改正後の法第16条の4第1項の規定による臨床研修修了者の登録を受けた者とみなされること。

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

1 用語の定義

(1) 「臨床研修」

法第16条の2第1項に規定する臨床研修をいうものであること。

(2) 「臨床研修病院」

法第16条の2第1項の指定を受けた病院をいうものであること。

(3) 「基幹型臨床研修病院」

臨床研修病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の管理を行うものをいうものであること。

(4) 「協力型臨床研修病院」

臨床研修病院のうち、他の病院と共同して臨床研修を行う病院であって、基幹型臨床研修病院でないものをいうものであること。

(5) 「研修協力施設」

臨床研修病院と共同して臨床研修を行う施設であって、臨床研修病院及び医学を履修する課程を置く大学に附属する病院以外のものをいうものであること。以下「臨床研修協力施設」という。

なお、臨床研修協力施設としては、例えば、へき地・離島診療所、中小病院・診療所、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、各種検診・健診の実施施設等が考えられること。

(6) 「臨床研修病院群」

共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院をいうものであること。臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設も臨床研修病院群に含まれること。

(7) 「大学病院」

医学を履修する課程を置く大学に附属する病院をいうものであること。

(8) 「研修管理委員会」

臨床研修を行う病院において臨床研修の実施を統括管理する機関をいうものであること。

なお、研修管理委員会は基幹型臨床研修病院等、臨床研修を管理する病院に設置されること。

(9) 「研修プログラム」

臨床研修の実施に関する計画をいうものであること。

(10) 「プログラム責任者」

研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導その他の援助を行う者をいうものであること。

(11) 「研修実施責任者」

協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修の実施を管理する者をいうものであること。

なお、研修実施責任者は、プログラム責任者及び臨床研修指導医を兼務しても差し支えないこと。

(12) 「臨床研修指導医」

研修医に対する指導を行う医師をいうものであること。以下「指導医」という。

(13) 「研修医」

臨床研修を受けている医師をいうものであること。

(14) 「臨床病理検討会」

個別の症例（剖検例）について病理学的見地から検討を行うための会合（Clinicopathological Conference: CPC）をいうものであること。

(15) 「研修期間」

臨床研修を行っている期間をいうものであること。

2 臨床研修の基本理念

医師については、単に専門分野の負傷又は疾病を治療するのみでなく、患者の健康と負傷又は疾病を全人的に診ることが期待され、医師と患者及びその家族との間での十分なコミュニケーションの下に総合的な診療を行うことが求められていること。また、医療の社会的重要性及び公共性を考えると、臨床研修は、医師個人の技術の向上を超えて、社会にとって必要性の高いものであること。

このため、臨床研修については、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を身に付けることのできるものでなければならないこと。

3 臨床研修病院の指定

(1) 法第16条の2第1項の指定は、次に掲げる区分に応じて行うこと。

ア 基幹型臨床研修病院

イ 協力型臨床研修病院

(2) 基幹型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院は、それぞれ他の区分の臨床研修病院となることができること。

4 臨床研修病院の指定の申請

(1) 基幹型臨床研修病院の指定の申請

ア 基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書（様式1）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

イ 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

(ア) 当該指定に係るすべての研修プログラム

(イ) プログラム責任者履歴書（様式2）

(ウ) 当該病院の研修医名簿（様式3）

(エ) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、臨床研修協力施設となる施設に係る臨床研修協力施設概況表（様式4）及び臨床研修協力施設承諾書（様式5）

(オ) 当該指定に係る臨床研修病院群を構成することとなる関係施設相互間の連携体制を記載した書類（様式6）

ウ 基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、当該病院に関する指定申請書及び添付書類と、協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院に関する指定申請書及び添付書類とを、一括して当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(2) 協力型臨床研修病院の指定の申請

協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書（様式1）を、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

5 臨床研修病院の指定の基準

(1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準

厚生労働大臣は、基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、基幹型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。

(ア) 研修プログラムには、次に掲げる事項が定められていること。

① 当該研修プログラムの特色

② 臨床研修の目標

「臨床研修の目標」は、「臨床研修の到達目標」（別添1）を参考にして、臨床研修病院が当該研修プログラムにおいて研修医の到達すべき目標として作成するものであり、「臨床研修の到達目標」を達成できる内容であること。

③ プログラム責任者の氏名

④ 臨床研修を行う分野並びに当該分野ごとの研修期間及び臨床研修病院又は臨床研修協力施設

「臨床研修を行う分野」とは、当該研修プログラムにおいて研修医が臨床研修を受ける診療科等をいうものであること。内科、救急部門、地域医療を「必修科目」とし、外科、麻酔科、小児科、産婦人科及び精神科を「選択必修科目」とすること。

⑤ 研修医の指導体制

⑥ 研修医の募集定員並びに募集及び採用の方法

⑦ 研修医の処遇に関する事項

次に掲げる事項をいうものであること。

(i) 常勤又は非常勤の別

(ii) 研修手当、勤務時間及び休暇に関する事項

(iii) 時間外勤務及び当直に関する事項

(iv) 研修医のための宿舎及び病院内の個室の有無

(v) 社会保険・労働保険（公的医療保険、公的年金保険、労働者災害補償保険、雇用保険）に関する事項

(vi) 健康管理に関する事項

(vii) 医師賠償責任保険に関する事項

(viii) 外部の研修活動に関する事項（学会、研究会等への参加の可否及び費用負担の有無）

(イ) 原則として、研修期間全体の8月以上は、基幹型臨床研修病院で研修を行うものであること。

(ウ) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う場合にあつては、協力型臨床研

修病院の名称、協力型臨床研修病院が行う研修の内容及び期間並びに研修実施責任者及び指導医の氏名が研修プログラムに明示されていること。

- (エ) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、臨床研修協力施設の種別及び名称、臨床研修協力施設が行う研修の内容及び期間並びに研修実施責任者及び研修医の指導を行う者の氏名が研修プログラムに明示されていること。
- (オ) 研修プログラムに定められた臨床研修を行う分野並びに当該分野ごとの研修期間及び臨床研修病院又は臨床研修協力施設が次に掲げる事項を満たすものであること。

- ① 研修期間は、原則として合計2年以上とすること。
- ② 臨床研修を行う分野及び当該分野ごとの研修期間は、研修医の将来のキャリア等に円滑につながるよう、臨床研修病院の実情及び研修プログラムの特色を考慮して定めること。必修科目の全て及び5つの選択必修科目のうちの2つの診療科については、必ず臨床研修を行うこと。
- ③ 原則として、当初の12月の間に内科及び救急部門を研修し、次の12月の間に地域医療を研修すること。なお、研修開始時に研修医の将来のキャリアを考慮した診療科の研修を一定期間行った後に、必修の診療科の研修を開始することもできること。
- ④ 原則として、内科においては6月以上、救急部門においては3月以上、地域医療においては1月以上の研修を行うこと。
- ⑤ 選択必修科目の各診療科については、研修医の希望に応じていずれの診療科の研修も確実に実施できるよう、各診療科において到達目標の達成に必要な研修を行う体制を確保すること。あわせて、臨床研修病院の判断で適切な研修期間を設定すること。なお、臨床研修病院の判断で、各研修プログラムにおいて、選択必修科目の全部または一部を必ず研修する診療科目として扱うこともできること。
- ⑥ 必修科目及び選択必修科目以外の研修期間は、研修医が積極的に研修プログラムを選択し、臨床研修に取り組むことができるよう、地域や病院の特色をいかし、更に臨床研修を充実させるために活用すること。
- ⑦ 臨床研修を行う分野ごとの研修期間は、①から⑥までを踏まえて多様に設定するものであるが、研修プログラムの特色や指導体制等各病院における体制

によっては、例えば、当初の12月について、内科において6月の研修、救急部門において3月の研修を行うこととし、選択必修科目のうち2つの診療科において3月の研修の後、次の12月について、地域医療において1月の研修を行った後に、将来専門とする診療科に関連した診療科を中心に研修を行うことが考えられること。また、当初の12月について、まず、将来専門としたい診療科で3月の研修を行った後に、内科において6月の研修、救急部門において3月の研修を行うこととし、次の12月について、地域医療において1月の研修、選択必修の診療科のうち2つの診療科において一定の期間の研修を行った後に、残りの期間を将来専門としたい診療科において研修を行うこと、もしくは、当初の12月について、内科において6月の研修、救急部門及び外科においてそれぞれ3月の研修を行うこととし、次の12月について、地域医療を3月行った後、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科のうち、3つの診療科においてそれぞれ3月の研修を行うことなども考えられること。

- ⑧ 救急部門については、救急部（救急部がない場合には救急外来）等を適切に経験させることにより対応すること。
- ⑨ 総合診療科等、臨床研修を行う診療科の名称が必修科目又は選択必修科目の診療科等の名称と異なる場合であっても、当該診療科における研修内容が必修科目又は選択必修科目のいずれかの診療科等の研修内容と同じものであるときには、研修内容に応じて、当該診療科における研修期間を、相当する必修科目又は選択必修科目の診療科等の研修期間として差し支えないこと。
- ⑩ 地域医療については、適切な指導體制の下で、患者が営む日常生活や居住する地域の特性に即した医療（在宅医療を含む）について理解し、実践するという考え方に基づいて、へき地・離島診療所、中小病院・診療所等を適宜選択して研修を行うこと。また、研修を行う病院又は診療所については、各都道府県に設置されている地域医療対策協議会や、関係する地方公共団体の意向を踏まえるなど、地域の実情に応じて選定するよう配慮すること。
- ⑪ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合には、原則として、臨床研修協力施設における研修期間を合計3月以内とすること。ただし、地域医療に対する配慮から、へき地・離島診療所等における研修期間についてはこの

限りでないこと。

(カ) 研修医の募集定員が20人以上の基幹型臨床研修病院は、将来小児科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラム及び将来産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラム（募集定員各2人以上）を必ず設けること。

イ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第19条第1項第1号に規定する員数の医師を有していること。

医師数については、「医療法第21条の規定に基づく人員の算出に当たっての取扱い等について」（平成10年6月26日付け健政発第777号、医薬発第574号）に定める常勤換算により算出された医師（研修医を含む。）の数をいうものであること。

ウ 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。

「臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること」とは、当該病院と協力型臨床研修病院の診療科とを合わせて、原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の診療科を標ぼうしていることをいうものであること。

エ 救急医療を提供していること。

「救急医療を提供していること」とは、救急告示病院又は医療計画上、初期救急医療機関、第二次救急医療機関若しくは第三次救急医療機関として位置付けられている病院であって、初期救急医療を実施しており、適切な指導體制の下に救急医療に係る十分な症例が確保できるものであることをいうこと。

オ 臨床研修を行うために必要な症例があること。

「臨床研修を行うために必要な症例があること」とは、「臨床研修の到達目標」を達成するために必要な症例が確保されていることをいうものであること。入院患者の数については、年間3,000人以上であること。

また、各診療科での研修に必要な症例については、当該病院と協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の症例と合わせて必要な症例があること。例えば、救急部門を研修する病院にあつては救急患者の取扱件数が年間5,000件以上、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科については、年間入院患者数100人（外科にあつては研修医1人あたり50人以上）、産婦人科を研修する病院の分娩数については年間350件又は研修医1人あたり10件以上が望ましいこと。

カ 臨床病理検討会（CPC）を適切に開催していること。

キ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。ただし、共同して臨床研修を行う臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては、当該病院及び臨床研修協力施設が、それぞれの担当する臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

「臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること」とは、臨床研修の実施に関し必要な施設のほか、臨床研修に必要な図書又は雑誌を有しており、また、原則として、インターネットが利用できる環境（Medline等の文献データベース、教育用コンテンツ等が利用できる環境）が整備されていることをいうものであること。さらに、次に掲げる施設及び設備を備えていることが望ましいこと。

(ア) 研修医のための宿舎及び研修医室

(イ) 医学教育用シミュレーター（切開及び縫合、直腸診、乳房診、二次救命処置（Advanced Cardiovascular Life Support: ACLS）、心音又は呼吸音の聴診等の訓練用機材）、医学教育用ビデオ等の機材

ク 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。

「患者の病歴に関する情報を適切に管理していること」とは、病歴管理者が選任されており、診療に関する諸記録（診療録、病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約等）の管理が適正になされていることをいうものであること。

ケ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

「医療に関する安全管理のための体制を確保していること」とは、医療法施行規則第1条の11第1項及び第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を満たすことをいうものであること。

(ア) 医療に係る安全管理を行う者（以下「安全管理者」という。）を配置すること。

安全管理者とは、当該病院における医療に係る安全管理を行う部門（以下「安全管理部門」という。）の業務に関する企画立案及び評価、当該病院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行うものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。

① 医師、歯科医師、薬剤師又は看護師のうちのいずれかの資格を有しているこ

と。

- ② 医療安全に関する必要な知識を有していること。
- ③ 当該病院の安全管理部門に所属していること。
- ④ 当該病院の医療に係る安全管理のための委員会（以下「安全管理委員会」という。）の構成員に含まれていること。

(イ) 安全管理部門を設置すること。

安全管理部門とは、安全管理者及びその他必要な職員で構成され、安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該院内の安全管理を担う部門であつて、次に掲げる業務を行うものであること。

- ① 安全管理委員会で用いられる資料及び議事録の作成及び保存、その他安全管理委員会の庶務に関すること。
- ② 事故等に関する診療録や看護記録等への記載が正確かつ十分になされていることの確認を行うとともに、必要な指導を行うこと。
- ③ 患者や家族への説明など事故発生時の対応状況について確認を行うとともに、必要な指導を行うこと。
- ④ 事故等の原因究明が適切に実施されていることを確認するとともに、必要な指導を行うこと。
- ⑤ 医療安全に係る連絡調整に関すること。
- ⑥ 医療安全対策の推進に関すること。

(ウ) 患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。

「患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること」とは、当該病院内に患者相談窓口を常設し、患者等からの苦情や相談に応じられる体制を確保するものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。また、これらの苦情や相談は当該病院の安全対策等の見直しにも活用されるものであること。

- ① 患者相談窓口の活動の趣旨、設置場所、担当者及びその責任者、対応時間等について、患者等に明示されていること。
- ② 患者相談窓口の活動に関し、相談に対応する職員、相談後の取扱い、相談情報の秘密保護、管理者への報告等に関する規約が整備されていること。
- ③ 患者や家族等が相談を行うことにより不利益を受けないよう、適切な配慮がなされていること。

コ 研修管理委員会を設置していること。

研修管理委員会は、6(1)を満たすものであること。

サ プログラム責任者を適切に配置していること。

「プログラム責任者を適切に配置していること」とは、当該病院又は協力型臨床研修病院のいずれかにおいて、6(3)を満たしたプログラム責任者が、研修プログラムごとに配置されていることをいうものであること。ただし、20人以上の研修医が一つの研修プログラムに基づいて臨床研修を受ける場合には、原則として、プログラム責任者とともに、副プログラム責任者を配置し、プログラム責任者及び副プログラム責任者の受け持つ研修医の数が1人当たり20人を超えないようにすること。

シ 適切な指導体制を有していること。ただし、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修病院群における指導体制が適切なものであること。

(ア)「適切な指導体制を有していること」とは、後述する6(4)を満たした指導医が、原則として、内科、外科、小児科、産婦人科及び精神科の診療科に配置されており、個々の指導医が、勤務体制上指導時間を十分に確保できることをいうものであること。指導にあたっては、研修医5人に対して指導医が1人以上配置されていること。また、指導医は研修医に対する指導に関する責任者又は管理者の立場にあるものであり、指導医が研修医を直接指導することだけでなく、指導医の指導監督の下、上級医（研修医よりも臨床経験の長い医師をいう。以下同じ）が研修医を直接指導すること（いわゆる「屋根瓦方式」）も想定していること。その他の研修分野についても、適切な指導力を有している者が、研修医の指導に当たること。

(イ) 休日・夜間の当直における指導体制については、電話等により指導医又は上級医に相談できる体制が確保されるとともに、研修医1人で対応できない症例が想定される場合には、指導医又は上級医が直ちに対応できるような体制（オンコール体制）が確保されていること。また、休日・夜間の当直を1年次の研修医が行う場合については、原則として指導医又は上級医とともに、2人以上で行うこと。

(ウ) 精神科の研修を行う臨床研修病院又は臨床研修協力施設においては、精神保健福祉士、作業療法士その他診療要員を適当数配置していることが望ましいこと。

(エ) 研修医手帳を作成し、研修医が当該手帳に研修内容を記入するよう指導すること。また、研修医が担当した患者の病歴や手術の要約を作成するよう指導すること。

ス 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること。

「研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること」とは、研修医の募集定員が以下の(ア)若しくは(イ)の数値を超えないか、又は後述の22により都道府県が調整した募集定員であること。

(ア) 研修医の募集を行う年度を起点として当該病院の過去3年間の研修医の受入実績の最大値。ただし、当該病院からの医師派遣等の実績を勘案し(ウ)、(エ)に規定する方法により定める数を加算する。(ア)から求められる数値を「A」とする。以下同じ。)

(イ) 当該病院が所在する都道府県内にある臨床研修病院及び大学病院が希望する募集定員の合計(当該合計数値を「C」とする。以下同じ。)が、(オ)に規定する当該都道府県の募集定員の上限(当該上限値を「B」とする。以下同じ。)を超える場合は、以下の計算式により算出した値(小数点以下の端数を生じた場合は切り上げた値)とする。ただし、病院が希望する募集定員が、Aを上回った場合、Cを算出する際の当該病院の希望する募集定員をAの値とする。

$$A \times \frac{B}{C}$$

(ウ) (ア)において加算する数値については、研修医の募集を行う年度の前年度末の時点において医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、65人以上の場合を10とする。

(エ) (ウ)にいう「医師派遣等」とは、①～⑤のすべてを満たす場合とする。

①以下のア)からウ)までに掲げる場合のいずれかに当てはまること。

ア) 病院が、当該病院に勤務する医師を、出向などにより、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合

イ) 病院が、当該病院に勤務経験のある医師を、当該病院以外の受入病院との主たる調整役として、当該病院以外の受入病院に勤務させる場合

ウ) 病院が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の

整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、地域医療の確保等のために医師を派遣する場合

- ②対象となる医師は、医師免許取得後7年以上15年以下の臨床経験を有し、受入病院で常勤として勤務すること。
- ③受入病院で勤務する期間が継続して1年以上3年以下であること。
- ④各都道府県に設置されている地域医療対策協議会や関係する地方公共団体などの意向を踏まえた医師派遣等であること。
- ⑤開設者が同一の病院間において行われている医師派遣等や、受入病院との相互の交流として行われている医師派遣等ではないこと。

(オ) (イ)にいう「当該都道府県の募集定員の上限」とは、以下の計算式により算出した数値をいう。

$$D + E + F$$

D：次のD1とD2のうちの多い方の数値

$$D1：\text{全国の研修医の総数} \times \frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

$$D2：\text{全国の研修医の総数} \times \frac{\text{当該都道府県内の大学医学部の入学定員の合計}}{\text{全国の大学医学部の入学定員の合計}}$$

E：100平方km当たりの医師数が全国の中央値よりも少ない県についてはDに0.1を乗じた数値とし、100平方km当たりの医師数が30未満の道県についてはDに0.2を乗じた数値

$$F：D \times \frac{\text{離島人口} \times 5}{\text{当該都道府県の人口}}$$

(カ) (オ)で用いる数値については以下のとおりとする。

- ①研修医の数については、研修医の募集を行う年度1学年分の研修医の数
- ②人口については、直近の推計人口（総務省）の値
- ③大学医学部の入学定員については、研修医の募集を行う年度の数値
- ④都道府県の面積については、直近の全国市町村要覧（総務省）における数値
- ⑤医師数については、直近の医師・歯科医師・薬剤師調査による数値

⑥離島人口は、離島振興法（昭和27年法律第72号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づき指定されている離島の直近の人口の値

(キ) 新たに基幹型臨床研修病院の指定を受ける場合にあつては、初めて研修医を募集する年度の研修医の募集定員を2人とする事。

セ 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

(ア) 臨床研修を行うために適切な研修医の数は、プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するのに必要な症例を勘案したものとすゝが、原則として、病床数を10で除した数又は年間の入院患者数を100で除した数を超えないものであること。この場合において、研修医の数とは、当該病院において受け入れているすべての研修医の数をいい、1年次及び2年次の研修医の数を合計したものであること。受け入れる研修医の数は、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院ごとに適切な数である必要があること。

(イ) 指導医1人が指導を受け持つ研修医は、5人までとすゝこと。

(ウ) 原則として、研修プログラムごとに2人以上の研修医を毎年継続して受け入れることができる体制であること。

ソ 研修医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること。

「研修医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること」とは、原則として、公募による採用が行われることをいうものであること。

タ 研修医に対する適切な処遇を確保していること。ただし、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該病院及び臨床研修協力施設のそれぞれにおいて、研修医に対する適切な処遇が確保されていること。

チ 協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績があること。

「協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績があること」とは、協力型臨床研修病院として、研修医に対して2年間臨床研修を行ったことに相当する実績があることをいうものであること。

ツ 協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）又は大学病院と連携して臨床研修を行うこと。

医療機関が連携することにより、大学病院などの地域の中核病院を中心とした臨

床研修病院群の形成を促進する観点から、協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）又は大学病院と連携して、臨床研修を行うものであること。

テ 臨床研修病院群を構成する関係施設相互間で緊密な連携体制を確保していること。

(ア) 「緊密な連携体制」とは、医師の往来、医療機器の共同利用等、診療及び臨床研修について機能的な連携が具体的に行われている状態をいうものであること。

(イ) 地域医療のシステム化を図り、臨床研修病院群における緊密な連携を保つため、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）は、同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にあることが望ましいこと。

ト 協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行う病院が、4(2)の協力型臨床研修病院の指定の基準に適合していること。

ナ 将来、第三者による評価を受け、その結果を公表することを目指すこと。

ニ 医療法第30条の12に基づき地域医療の確保のための協議や施策の実施に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。

(2) 協力型臨床研修病院の指定の基準

厚生労働大臣は、協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、協力型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

なお、アからケまでの各項目については、以下に特に定めるもののほか、(1)の各項目において示した内容に準じること。

ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。

イ 医療法施行規則第19条第1項第1号に規定する員数の医師を有していること。

ウ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

エ 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。

オ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

カ 適切な指導體制を有していること。

当該施設における臨床研修の実施を管理する研修実施責任者を配置していること。

キ 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

- ク 研修医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること。
- ケ 研修医に対する適切な処遇を確保していること。
- コ 基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行う病院が、(1)の基幹型臨床研修病院の指定の基準に適合していること。

(3) 厚生労働大臣は、臨床研修病院の指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

ア 後述する 14 により臨床研修病院の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過していないこと。

イ その開設者又は管理者に医事に関する犯罪又は不正の行為があり、臨床研修を行うことが適当でないと認められること。

(4) (1)及び(2)の臨床研修病院の指定の基準については、臨床研修病院において年間を通じて常に遵守されていなければならないこと。

6 研修管理委員会等の要件

臨床研修を実施している間、指導医等の研修医の指導に当たる者は、適宜、研修医ごとの研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分を補い、あらかじめ定められた研修期間内に臨床研修を修了することができるよう配慮しなければならないこと。

(1) 研修管理委員会

ア 基幹型臨床研修病院の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならないこと。

(ア) 当該病院の管理者又はこれに準ずる者

(イ) 当該病院の事務部門の責任者又はこれに準ずる者

(ウ) 当該研修管理委員会が管理するすべての研修プログラムのプログラム責任者

(エ) 臨床研修病院群を構成するすべての関係施設の研修実施責任者

イ 研修管理委員会の構成員には、当該臨床研修病院及び臨床研修協力施設以外に所属する医師、有識者等を含むこと。

ウ 研修管理委員会は、研修プログラムの作成、研修プログラム相互間の調整、研修医の管理及び研修医の採用・中断・修了の際の評価等臨床研修の実施の統括管理を行うこと。

エ 研修管理委員会は、必要に応じてプログラム責任者や指導医から研修医ごとの研修進捗状況について情報提供を受ける等により、研修医ごとの研修進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分についての研修が行えるようプログラム責任者や指導医に指導・助言する等、有効な研修が行えるよう配慮しなければならないこと。

(2) 基幹型臨床研修病院の管理者

基幹型臨床研修病院の管理者(以下この項及び後述する 17 から 19 までにおいて「管理者」という。)は、責任をもって、受け入れた研修医についてあらかじめ定められた研修期間内に臨床研修が修了できるよう努めなければならないこと。

なお、研修医に対して後述する 17(1)エの臨床研修中断証を交付するような場合においても、管理者は当該研修医に対し、適切な進路指導を行うものであること。

(3) プログラム責任者

ア プログラム責任者は、臨床研修を行う病院(臨床研修協力施設を除く。)の常勤の医師であって、指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア) プログラム責任者は、研修プログラムごとに 1 人配置されることが必要であるが、研修実施責任者及び指導医と兼務することは差し支えないこと。

(イ) 「指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、原則として、7 年以上の臨床経験を有する者であって、プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことのできる経験及び能力を有しているものであること。この場合において、臨床経験には臨床研修を行った期間を含めて差し支えないこと。

(ウ) プログラム責任者は、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していること。

イ プログラム責任者は、次に掲げる事項等、研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導その他の援助を行うこと。

(ア) 研修プログラムの原案を作成すること。

(イ) 定期的に、さらに必要に応じて随時研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握・評価し、研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の終了の時までに、修了基準に不足している部分についての研修が行えるよう指導医に情報提供

する等、すべての研修医が臨床研修の目標を達成できるよう、全研修期間を通じて研修医の指導を行うとともに、研修プログラムの調整を行うこと。

(ウ) 研修医の臨床研修の休止に当たり、研修休止の理由の正当性を判定すること。

(エ) 研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の終了の際に、研修管理委員会に対して、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を報告すること。

(4) 指導医等

ア 指導医は、常勤の医師であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア) 「研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、原則として、7年以上の臨床経験を有する者であって、プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことのできる経験及び能力を有しているものをいうものであること。この場合において、臨床経験には臨床研修を行った期間を含めて差し支えないこと。

(イ) 指導医は、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していること。

イ 指導医は、担当する分野における研修期間中、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握し、研修医に対する指導を行い、担当する分野における研修期間の終了後に、研修医の評価をプログラム責任者に報告すること。

(ア) 指導医は、研修医の評価に当たっては、当該研修医の指導を行い、又は研修医と共に業務を行った医師、看護師その他の職員と十分情報を共有し、各職員による評価を把握した上で、責任をもって評価を行わなければならないこと。

(イ) 指導医は研修医と十分意思疎通を図り、実際の状況と評価に乖離が生じないように努めなければならないこと。

(ウ) 研修医による指導医の評価についても、指導医の資質の向上に資すると考えられることから、実施することが望ましいこと。

ウ 臨床研修協力施設等における研修実施責任者や指導者についても、指導医と同様の役割を担うものであること。

7 臨床研修病院指定証の交付

厚生労働大臣は、臨床研修病院を指定した場合にあっては、当該指定を受けた病院に対して臨床研修病院指定証を交付するものとする。

なお、臨床研修病院指定証の交付を受けた臨床研修病院の開設者は、当該指定が取り

消されたときは、臨床研修病院指定証を当該臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに返還すること。

8 臨床研修病院の変更の届出

(1) 基幹型臨床研修病院の変更の届出

ア 基幹型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して1月以内に、臨床研修病院変更届出書（様式7）をもって、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

(ア) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 管理者の氏名

(ウ) 名称

(エ) 診療科名

(オ) プログラム責任者

(カ) 指導医及びその担当分野

(キ) 研修医の処遇に関する事項

(ク) 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

① 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

② 管理者の氏名

③ 名称

④ 研修医の処遇に関する事項

⑤ 研修医の指導を行う者及びその担当分野

⑥ 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名

イ 臨床研修病院変更届出書は、当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

ウ 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院から臨床研修病院変更届出書の送付を受けた基幹型臨床研修病院の開設者は、速やかに当該臨床研修変更届出書を当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(2) 協力型臨床研修病院の変更の届出

協力型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じた

ときは、その日から起算して1月以内に、臨床研修病院変更届出書（様式7）をもって、その旨を共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を經由して厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

- ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- イ 管理者の氏名
- ウ 名称
- エ 診療科名
- オ プログラム責任者
- カ 指導医及びその担当分野
- キ 研修医の処遇に関する事項

9 研修プログラムの変更又は新設の届出

(1) 研修プログラムの変更

研修プログラムの変更とは、研修プログラムのうち、次に掲げる事項を変更することをいうものであること。

- ア 臨床研修の目標
- イ 臨床研修を行う分野
- ウ 臨床研修を行う分野ごとの研修期間
- エ 臨床研修を行う分野ごとの臨床研修を行う病院
- オ 研修医の募集定員

(2) 基幹型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

ア 基幹型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書（様式8）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

- (ア) 変更又は新設に係る研修プログラム（研修プログラムの変更の場合にあっては、変更前及び変更後の研修プログラム）
- (イ) 研修プログラムの変更の場合にあっては、変更する箇所を記載した書類（変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。）
- (ウ) 臨床研修病院群を構成する関係施設相互間の連携体制を記載した書類

イ 基幹型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する研修プログラム変更・新設届出書及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に関する研修プログラム変更・新設届出書とを、一括して当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(3) 協力型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

協力型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、研修プログラム変更・新設届出書（様式8）を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(4) 現に研修医を受け入れている臨床研修病院は、当該研修医が研修を修了し、又は中断するまでの間、当該研修医が受ける臨床研修に係る研修プログラムの変更をしてはならないこと。

(5) (4)にかかわらず、やむを得ない場合にあっては、研修プログラムの変更を行うことも認められること。この場合において、臨床研修病院の開設者は、速やかに、(2)から(3)までの届出を行わなければならないこと。

10 臨床研修病院の行う臨床研修

臨床研修病院は、臨床研修病院の指定申請の際に提出し、又は研修プログラムの変更若しくは新設の届出を行った研修プログラム以外の研修プログラムに基づいて臨床研修を行ってはならないこと。

11 研修医の募集の際の研修プログラム等の公表

臨床研修病院の管理者は、研修医の募集を行おうとするときは、あらかじめ、研修プログラムとともに、次に掲げる事項を公表しなければならないこと。

(1) 研修プログラムの名称及び概要

(2) 研修医の募集定員並びに募集及び採用の方法

(3) 研修の開始時期

(4) 研修医の処遇に関する事項

(5) 臨床研修病院の指定について申請中である場合には、その旨

(6) 研修プログラムの変更又は新設の届出を行った場合（当該届出を行おうとしている場合を含む。）には、その旨

12 臨床研修病院の年次報告

(1) 基幹型臨床研修病院の年次報告

ア 基幹型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院に関する年次報告書（様式8）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（様式9）を添付すること。

イ 基幹型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する年次報告書及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に関する年次報告書とを、一括して当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(2) 協力型臨床研修病院の年次報告

協力型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院に関する年次報告書（様式8）を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

13 臨床研修病院に対する厚生労働大臣の報告の徴収及び指示

(1) 厚生労働大臣は、臨床研修の実施に関し必要があると認めるときは、臨床研修病院の開設者又は管理者に対して報告を求めることができること。

(2) 厚生労働大臣は、研修プログラム、研修医の募集定員、指導体制、施設、設備、研修医の処遇その他の臨床研修の実施に関する事項について適当でないと認めるときは、臨床研修病院の開設者又は管理者に対して必要な指示をすることができること。

(3) 厚生労働大臣は、臨床研修病院群については、基幹型臨床研修病院の開設者又は管理者に対し、協力型臨床研修病院に関する(1)の報告の聴取又は(2)の必要な指示をすることができること。

14 臨床研修病院の指定の取消し

厚生労働大臣は、臨床研修病院が次のいずれかに該当するときは、法第16条の2第2項の規定により臨床研修病院の指定を取り消すことができること。

ア 臨床研修病院の区分ごとに、前述5(1)及び(2)のそれぞれの臨床研修病院の指定の基準に適合しなくなったとき。

イ 前述の5(3)イに該当するに至ったとき。

ウ 前述の6及び8から12までに違反したとき。

エ その開設者又は管理者が、前述の13(2)の指示に従わないとき。

オ 2年以上研修医の受入がないとき。

カ 協力型臨床研修病院のみに指定されている病院が臨床研修病院群から外れたとき。

15 臨床研修病院の指定の取消しの申請

(1) 基幹型臨床研修病院の指定の取消しの申請

ア 基幹型臨床研修病院の開設者は、臨床研修病院の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ指定取消申請書(様式10)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

イ 基幹型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する指定取消申請書と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に関する指定取消申請書とを、一括して当該基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(2) 協力型臨床研修病院の指定の取消しの申請

協力型臨床研修病院の開設者は、臨床研修病院の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ指定取消申請書(様式10)を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を經由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(3) 厚生労働大臣は、(1)及び(2)の申請があった場合において、当該臨床研修病院の指定を取り消すことが相当と認めるときは、その指定を取り消すことができること。

16 臨床研修の評価

(1) 研修期間中の評価

研修期間中の評価は、形成的評価により行うことが重要であり、研修医ごとの研修内容を改善することを主な目的とすること。

研修医及び指導医は、「臨床研修の目標」に記載された個々の項目について、研修医が実際にどの程度履修したか随時記録を行うものであること。

研修の進捗状況の記録については、研修医手帳を利用するほか、インターネットを用いた評価システムなどの活用も考えられること。

指導医等は、定期的に、さらに必要に応じて随時研修医ごとに研修の進捗状況を把握・評価し、研修医が修了基準に不足している部分を研修できるよう配慮すると共に、評価結果を研修医にも知らせ、研修医及び指導スタッフ間で評価を共有し、より効果的な研修へとつなげるものであること。

(2) 研修期間終了時の評価

研修期間終了時の評価は、総括的評価により行い、研修医ごとの臨床研修修了の判断を行うことをその目的とすること。

研修医の研修期間の終了に際し、プログラム責任者は、研修管理委員会に対して研修医ごとの臨床研修の目標の達成状況を報告し、その報告に基づき、研修管理委員会は研修の修了認定の可否についての評価を行うこと。

評価は、研修実施期間の評価及び臨床研修の目標の達成度の評価（経験目標等の達成度の評価及び臨床医としての適性の評価）に分けて行い、両者の基準が満たされた時に修了と認めるものであること。

なお、最終的な認定に当たっては、相対評価ではなく、絶対評価を用いるものであること。

17 臨床研修の中断及び再開

(1) 臨床研修の中断

ア 基本的な考え方

臨床研修の中断とは、現に臨床研修を受けている研修医について研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間の途中で臨床研修を中止することをいうものであり、原則として病院を変更して研修を再開することを前提としたものであること。

研修プログラムを提供している管理者及び研修管理委員会には、あらかじめ定められた研修期間内に研修医に臨床研修を修了させる責任があり、安易に中断の扱いを行ってはならないこと。

やむを得ず臨床研修の中断の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修医及び研修指導関係者と十分話し合い、当該研修医の臨床研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。さらに、研修医が臨床研修を継続できる方法がないか検討し、研修医に対し必要な支援を行うものであること。

これらを通じて、なお中断という判断に至る場合であっても、当該研修医が納得するよう努めなければならないこと。なお、このような場合においては、経緯や状況等の記録を残しておく必要があること。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談をすること。

イ 中断の基準

中断には、「研修医が臨床研修を継続することが困難であると研修管理委員会が

評価、勧告した場合」と「研修医から管理者に申し出た場合」の2とおりがあ
ること。

管理者が臨床研修の中断を認めるには、以下のようなやむを得ない場合に
限るものであり、例えば、臨床研修病院の研修医に対する不満又は研修医
の臨床研修病院に対する単なる不満のように、改善の余地があるものは認
めるものではないこと。

(ア) 当該臨床研修病院の廃院、指定の取消しその他の理由により、当
該臨床研修病院における研修プログラムの実施が不可能な場合

(イ) 研修医が臨床医としての適性を欠き、当該臨床研修病院の指導・
教育によっても、なお改善が不可能な場合

(ウ) 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を長期にわたり
休止し、そのため修了に必要な研修実施期間を満たすことができない場
合であって、臨床研修を再開するときに、当該研修医の履修する研修
プログラムの変更、廃止等により同様の研修プログラムに復帰するこ
とが不可能であると見込まれる場合

(エ) その他正当な理由がある場合

ウ 中断の手順

(ア) 研修管理委員会は、臨床医としての適性を欠く場合等研修医が臨
床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修医がそれ
までに受けた臨床研修に係る当該研修医の評価を行い、管理者に対し、
当該研修医の臨床研修を中断することを勧告することができること。

(イ) 管理者は、(ア)の勧告又は研修医の申出を受けて、当該研修医の
臨床研修を中断することができること。

エ 中断した場合

管理者は、研修医の臨床研修を中断した場合には、当該研修医の求め
に応じて、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲
げる事項を記載した臨床研修中断証（様式11）を交付しなければならない
こと。このとき、管理者は、研修医の求めに応じて、他の臨床研修病
院を紹介する等臨床研修の再開のための支援を行うことを含め、適切
な進路指導を行わなければならないこと。さらに、管理者は、速やか
に、臨床研修中断報告書（様式12）及び当該中断証の写しを管轄する
地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(ア) 氏名、医籍の登録番号及び生年月日

- (イ) 中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称
- (ウ) 臨床研修を行った臨床研修病院（臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあつては、臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の名称
- (エ) 臨床研修を開始し、及び中断した年月日
- (オ) 臨床研修を中断した理由
- (カ) 臨床研修を中断した時までの臨床研修の内容及び研修医の評価

(2) 臨床研修の再開

臨床研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修病院に、臨床研修中断証を添えて、臨床研修の再開を申し込むことができること。この場合において、臨床研修中断証の提出を受けた臨床研修病院が臨床研修を行うときは、当該臨床研修中断証の内容を考慮した臨床研修を行わなければならないこと。

なお、当該管理者は、研修再開の日から起算して1月以内に、臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表（様式13）を、管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

18 臨床研修の修了

(1) 臨床研修の修了基準

ア 研修実施期間の評価

管理者は、研修医が研修期間の間に、以下に定める休止期間の上限を減じた日数以上の研修を実施しなければ修了と認めてはならないこと。

(ア) 休止の理由

研修休止の理由として認めるものは、傷病、妊娠、出産、育児その他正当な理由（研修プログラムで定められた年次休暇を含む）であること。

(イ) 必要履修期間等についての基準

研修期間を通じた休止期間の上限は90日（研修機関（施設）において定める休日は含めない。）とすること。

各研修分野に求められている必要履修期間を満たしていない場合は、休日・夜間の当直又は選択科目の期間の利用等により、あらかじめ定められた研修期間内に各研修分野の必要履修期間を満たすよう努めなければならないこと。

(ウ) 休止期間の上限を超える場合の取扱い

研修期間終了時に当該研修医の研修休止期間が90日を超える場合には、未修

了とするものであること。この場合、原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を行い、90日を超えた日数分以上の日数の研修を行うこと。

また、必修科目で必要履修期間を満たしていない場合や選択必修科目のうち2つ以上の診療科を研修していない場合であっても未修了として取扱い、原則として引き続き同一の研修プログラムで当該研修医の研修を行い、不足する期間以上の期間の研修や必要な診療科における研修を行うこと。

(エ) プログラム責任者の役割

プログラム責任者は、研修休止の理由の正当性を判定し、履修期間の把握を行わなければならないこと。研修医が修了基準を満たさなくなる恐れがある場合には、事前に研修管理委員会に報告・相談するなどして対策を講じ、当該研修医があらかじめ定められた研修期間内に研修を修了できるように努めなければならないこと。

イ 臨床研修の目標（臨床医としての適性を除く。）の達成度の評価

管理者は、研修医があらかじめ定められた研修期間を通じ、各目標について達成したか否かの評価を行い、少なくともすべての必修項目について目標を達成しなければ、修了と認めてはならないこと。

個々の目標については、研修医が医療の安全を確保し、かつ、患者に不安を与えずに行うことができる場合に当該項目を達成したと考えるものであること。

ウ 臨床医としての適性の評価

管理者は、研修医が以下に定める各項目に該当する場合は修了と認めてはならないこと。

臨床医としての適性の評価は非常に困難であり、十分慎重に検討を行う必要があること。なお、原則として、当該研修医が最初に臨床研修を行った臨床研修病院においては、その程度が著しい場合を除き臨床医としての適性の判断を行うべきではなく、少なくとも複数の臨床研修病院における臨床研修を経た後に評価を行うことが望ましいこと。

(ア) 安心、安全な医療の提供ができない場合

医療安全の確保が危ぶまれ、又は患者との意思疎通に欠け不安感を与える場合等には、まず、指導医が中心となって、当該研修医が患者に被害を及ぼさないよう十分注意しながら、指導・教育するものであること。十分な指導にもかかわらず

ず、改善がみられず、患者に被害を及ぼす恐れがある場合には、未修了や中断の判断もやむを得ないこと。

一般常識を逸脱する、就業規則を遵守できない、チーム医療を乱す等の問題に関しては、まず当該臨床研修病院において、十分指導・教育を行うこと。原則として、あらかじめ定められた研修期間を通じて指導・教育し、それでもなお医療の適切な遂行に支障を来す場合には、未修了や中断の判断もやむを得ないこと。

また、重大な傷病によって適切な診療行為が行えず医療安全の確保が危ぶまれ、又は患者に不安感を与える等の場合にも、未修了や中断の判断もやむを得ないこと。なお、傷病又はそれに起因する障害等により当該臨床研修病院では研修不可能であるが、それを補完・支援する環境が整っている他の臨床研修病院では研修可能な場合には、管理者は、当該研修医が中断をして病院を移ることを可能とすること。

(イ) 法令・規則が遵守できない者

医道審議会の処分対象となる者の場合には、法第7条の2第1項の規定に基づく再教育研修を行うことになること。再教育にも関わらず改善せず、患者に被害を及ぼす恐れがある場合には、未修了、中断の判断もやむを得ないものとする。

(2) 臨床研修の修了認定

ア 研修管理委員会は、研修医の研修期間の終了に際し、臨床研修に関する当該研修医の評価を行い、管理者に対し、当該研修医の評価を報告しなければならないこと。この場合において、研修管理委員会は、臨床研修中断証を提出し臨床研修を再開した研修医については、当該臨床研修中断証に記載された当該研修医の評価を考慮するものとする。

イ 管理者は、アの評価に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修修了証（様式14）を交付しなければならないこと。

(ア) 氏名、医籍の登録番号及び生年月日

(イ) 修了した臨床研修に係る研修プログラムの名称

(ロ) 臨床研修を開始し、及び修了した年月日

(ハ) 臨床研修を行った臨床研修病院（臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行った

場合によっては、臨床研修病院及び臨床研修協力施設) の名称

(3) 臨床研修の未修了

ア 基本的な考え方

臨床研修の未修了とは、研修医の研修期間の終了に際する評価において、研修医が臨床研修の修了基準を満たしていない等の理由により、管理者が当該研修医の臨床研修を修了したと認めないことをいうものであり、原則として、引き続き同一の研修プログラムで研修を行うことを前提としたものであること。

研修プログラムを提供している管理者及び研修管理委員会には、あらかじめ定められた研修期間内に研修医に臨床研修を修了させる責任があり、安易に未修了の扱いを行ってはならないこと。

やむを得ず未修了の検討を行う際には、管理者及び研修管理委員会は当該研修医及び研修指導関係者と十分話し合い、当該研修医の研修に関する正確な情報を十分に把握するものであること。

これらを通じて、最終的に未修了という判断に至る場合であっても、当該研修医が納得するよう努めなければならないこと。なお、このような場合においては、経緯や状況等の記録を残しておく必要があること。また、必要に応じて事前に管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談をすること。

イ 未修了の手順

管理者は、(2)アの評価に基づき、研修医が臨床研修を修了していないと認めるときは、速やかに、当該研修医に対して、理由を付して、その旨を文書(様式15)で通知しなければならないこと。

ウ 未修了とした場合

当該研修医は原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を継続することとなるが、その場合には、研修プログラムの定員を超えてしまう事もあり得ることから、指導医1人当たりの研修医数や研修医1人当たりの症例数等について、研修プログラムに支障を来さないよう、十分に配慮しなければならないこと。

なお、未修了とした場合には、管理者は、研修を継続させる前に、当該研修医が臨床研修の修了基準を満たすための履修計画表(様式16)を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

19 臨床研修病院の記録の保存

(1) 管理者は、帳簿を備え、臨床研修を受けた研修医に関する次の事項を記載し、当該研修医が臨床研修を修了し、又は中断した日から5年間保存しなければならないこと。

ア 氏名、医籍の登録番号及び生年月日

イ 修了し、又は中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称

ウ 臨床研修を開始し、及び修了し、又は中断した年月日

エ 臨床研修を行った臨床研修病院（臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行った場合にあつては、臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の名称

オ 修了し、又は中断した臨床研修の内容及び研修医の評価

カ 臨床研修を中断した場合にあつては、臨床研修を中断した理由

(2) (1)に定める保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができること。

20 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例

大学病院と共同して臨床研修を行うことにより、基幹型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院の指定を受けようとする者に対する前述の5(1)又は(2)の臨床研修病院の指定の基準の適用については、当該大学病院を基幹型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院の指定を受けようとする者とみなすこと。

21 国の開設する臨床研修病院の特例

国の開設する臨床研修病院の特例については、臨床研修省令の定めによること。

22 地域における研修医の募集定員の調整

(1) 地域における臨床研修病院群の形成を促進するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案して必要な調整を行うことができること。ただし、以下のア及びイを満たさなければならないこと。

ア 調整した後の管轄地域の病院の募集定員の合計が都道府県の募集定員の上限の値（B）を超えない範囲内の調整であること。ただし、前述5の(1)ス(イ)によって算出された臨床研修病院及び大学病院の募集定員の合計（C）が都道府県の募集定員の上限（B）の値を超えている場合は、当該募集定員の合計を超えない範囲内の調整であること。

イ 募集定員の調整を受ける臨床研修病院及び大学病院の同意が得られていること。

- (2) 地域における研修医の募集定員の調整を円滑に行うことができるよう、都道府県は、前述5の(1)スにより算出された各病院の研修医の募集定員について、管轄する地方厚生局から情報提供を受けることができること。
- (3) 都道府県が研修医の募集定員の調整を行った場合は、管轄する地方厚生局から情報提供を受けて1か月以内に、その調整の結果を当該地方厚生局に提出すること。
- (4) 都道府県が募集定員の調整を行わない場合、各病院の研修医の募集定員は前述5の(1)ス(ア)又は(イ)の数値を超えないものとする。

23 研修医の募集定員に関する特例

前述5の(1)ア(カ)により研修プログラムを設けた場合は、前述5の(1)スにより算出した募集定員に、当該研修プログラムの定員分として4人を加算すること。

24 臨床研修に関する地域協議会

- (1) 地域における研修医の確保、臨床研修の質の向上を図るため、都道府県に、臨床研修に関して関係者が協議する場（以下「地域協議会」という。）を設けることが望ましいこと。
- (2) 地域協議会は、都道府県による設置のほか、臨床研修病院、大学病院、特定非営利活動法人（NPO）等による設置が考えられること。
- (3) 地域協議会は、臨床研修病院、大学病院、医療関係団体、行政担当者等から構成され、以下の項目について協議、検討することが考えられること。
 - ア 地域における臨床研修の質の向上に関すること。
 - イ 地域における研修医の確保に関すること。
 - ウ 地域における研修医の募集定員の調整に関すること。
 - エ 地域における指導医の確保、養成に関すること。
 - オ 地域における臨床研修病院群の形成に関すること。

25 研修医の給与について

- (1) 研修医に決まって支払われる手当（時間外手当、当直手当等を除く。）が、年額720万円を超える場合は、病院に対して交付する臨床研修費等補助金を一定程度減額すること。
- (2) この取扱いは、平成23年度に開始する臨床研修から適用することとし、詳細は、平成23年度の臨床研修費等補助金交付要綱において別に定めること。

26 施行期日等

- (1) 臨床研修省令は、公布の日から施行すること。
- (2) 臨床研修省令は、改正法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の際現に改正法第4条の規定による改正前の法第16条の2第1項の規定による指定を受けている病院が、改正法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の際現に医師免許を受けている者及び当該規定の施行前に医師免許の申請を行った者であって当該規定の施行後に医師免許を受けたものに対して臨床研修を行う場合には、適用されないこと。すなわち、次に掲げる臨床研修を行う場合には、臨床研修省令は適用されないこと。
- ア 平成16年4月1日前に開始される臨床研修
- イ 平成16年4月1日以後に開始される臨床研修であって、同日前に法第16条の2第1項の指定を受けている病院が、同日前に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けたものに対して行うもの
- (3) (2)ア及びイの臨床研修を行う場合における臨床研修病院の指定の申請手続、指定の基準等については、「臨床研修を行う病院の指定に係る申請手続について」（平成6年7月15日付け健政発第551号）及び「臨床研修病院の指定基準等について」（平成5年3月25日付け健政発第197号）によるものであること。
- (4) 平成16年4月1日以後に開始される臨床研修であって、(2)イ以外のものを行う場合には、臨床研修省令が適用されること。この場合においては、臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修省令の規定に従い、臨床研修病院の指定の申請を行わなければならない、また、同日前に法第16条の2第1項の指定を受けている病院についても、臨床研修省令の規定に従い、臨床研修を行わなければならないものであること。
- (5) 平成16年4月1日前に法第16条の2第1項の規定による指定を受けている病院については、改正法附則第9条（指定病院に係る経過措置）の規定により、改正法による改正後の法第16条の2第1項の規定による指定を受けている病院とみなされるものであること。具体的には、同日前に、主病院の指定を受けている病院については臨床研修省令に基づく基幹型臨床研修病院と、従病院の指定を受けている病院については臨床研修省令に基づく協力型臨床研修病院とみなされるものであること。また、臨床研修省令の一部を改正する省令（平成21年4月28日公布 厚生労働省令第105号）の施行前に単独型又は管理型臨床研修病院として指定を受けている病院につ

いては、臨床研修省令に基づく基幹型臨床研修病院とみなされるものであること。

第3 当面の取扱い

1 趣旨

医師臨床研修制度の実施に伴い、医療機関において医師の確保が困難となる可能性など、地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから、当分の間は臨床研修病院の指定基準について以下の取扱いとするものであること。ただし、後述の3及び4については、平成23年3月31日までの取扱いとし、その後の取扱いについては臨床研修の実施状況、地域医療への影響等を踏まえて定めるものであること。

2 単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院について

臨床研修省令の一部を改正する省令（平成21年4月28日公布 厚生労働省令第105号）附則の規定により、基幹型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院が、基幹型臨床研修病院の指定の基準を満たさない場合にあっては、研修医の募集を行う年度を起点として過去3年間に研修医の受入実績がある場合に限り、基幹型臨床研修病院として指定を継続するものであること。ただし、この取扱いは、平成24年度から臨床研修を開始する研修医の募集期間まで適用し、平成24年3月31日をもって廃止すること。

3 臨床研修病院の募集定員について

(1) 臨床研修病院の募集定員については、前述第2の5(1)スにかかわらず、前述第2の5(1)ス(ア)、(イ)の数値と平成22年度から研修を開始する予定であった研修内定者の実績のいずれかを超えないこととすること。ただし、前述第2の22により都道府県が研修医の募集定員を調整した場合には、都道府県が調整した募集定員とすること。

(2) 平成22年度から開始する研修において、前述第2の5の(1)ア(カ)により研修プログラムを設けた場合は、(1)の適用に当たっては当該研修プログラムの研修内定者について4人の実績があったものとみなすこと。

4 都道府県の募集定員の上限について

前述第2の5(1)ス(オ)に基づいて算出した都道府県の募集定員の上限の値が当該都道府県内の研修医の受入実績よりも10%以上少ない場合には、前述第2の5(1)ス(オ)にかかわらず、都道府県の募集定員の上限の値を当該都道府県内の研修医の受入実績

に0.9を乗じて得た数値（小数点以下の端数は切り上げ）とすること。

第4 検討規定

厚生労働大臣は、臨床研修省令の施行後5年以内に、臨床研修省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。当該措置を講ずる際には、前述第3の3及び4については廃止すること。

医政発第 0728001 号

平成 15 年 7 月 28 日

(一部改正 平成 17 年 2 月 8 日

平成 19 年 3 月 30 日

平成 20 年 3 月 26 日

平成 21 年 6 月 16 日

平成 22 年 4 月 14 日)

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令」(平成 14 年厚生労働省令第 158 号)の施行については、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号。以下「施行通知」という。)により通知したところであるが、大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例については、下記のとおりとするので、貴職におかれては、御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努められたい。

なお、各国公私立医科大学(医学部)附属病院長に対しては、別途「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」(平成 15 年 7 月 28 日付け医政発第 0728002 号。以下「依頼通知」という。)により、当該病院において行われる臨床研修に関する情報提供をお願いしている。また、本通知については文部科学省高等教育局と協議済みであることを、念のため申し添える。

記

第1 用語の定義

本通知で用いる用語のうち、次に定めるもの以外については、施行通知によること。

1 「基幹型相当大学病院」

大学病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の管理を行うものをいうものであること。

2 「協力型相当大学病院」

大学病院のうち、他の病院と共同して臨床研修を行う病院であって、基幹型相当大学病院でないものをいうものであること。

第2 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請

1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の指定の申請

(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書（施行通知の様式1）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

(2) 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

ア 当該指定に係るすべての研修プログラム

イ プログラム責任者履歴書（施行通知の様式2）

ウ 当該病院の研修医名簿（施行通知の様式3）

エ 当該指定に係る臨床研修病院群を構成することとなる病院及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類（様式1）

オ 共同して臨床研修を行うこととなる協力型相当大学病院の大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）

カ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式4）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式5）

(3) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしていること。

(4) 基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、当該病院に関する指

定申請書及び添付書類と、協力型臨床研修病院に関する指定申請書及び添付書類とを一括して当該病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

2 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の指定の申請

(1) 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院に関する指定申請書（施行通知の様式1）を、基幹型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、基幹型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあっては、当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

(2) 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。

ア 当該指定に係るすべての研修プログラム

イ プログラム責任者履歴書（施行通知の様式2）

ウ 当該指定に係る臨床研修病院群を構成することとなる病院及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類（様式1）

エ 共同して臨床研修を行うこととなる基幹型相当大学病院の大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）

オ 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、協力型相当大学病院の大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）

カ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式4）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式5）

(3) 基幹型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）を作成するようお願いしていること。

(4) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。

(5) 基幹型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院の指定申請書及び添付書類を取りまとめて、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送

付するようお願いしていること。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の(2)アからカまでの添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

第3 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の基準

1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の指定の基準

協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする者に対する施行通知の5(1)の臨床研修病院の指定の基準の適用については、当該大学病院を協力型臨床研修病院の指定を受けようとする者と見なすこと。

2 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の指定の基準

基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより協力型臨床研修病院の指定を受けようとする者に対する施行通知の5(2)の臨床研修病院の指定の基準の適用については、当該大学病院を基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする者と見なすこと。また、この場合において、併せて協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行おうとするときは、当該協力型相当大学病院を協力型臨床研修病院の指定を受けようとする者と見なすこと。

第4 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の変更の届出

1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の変更の届出

(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者は、次に掲げる事項(クに掲げる事項を除く。)に変更が生じたときは、臨床研修病院変更届出書(施行通知の様式7)をもって、また、クに掲げる事項に変更が生じたときは、大学病院変更届出書(様式4)をもって、その日から起算して1月以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

ア 開設者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 診療科名

オ プログラム責任者

カ 指導医及びその担当分野

キ 研修医の処遇に関する事項

ク 協力型相当大学病院に係る次に掲げる事項

- (ア) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (イ) 管理者の氏名
- (ウ) 名称
- (エ) 診療科名
- (オ) プログラム責任者
- (カ) 研修医の処遇に関する事項

ケ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

- (ア) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (イ) 管理者の氏名
- (ウ) 名称
- (エ) 研修医の処遇に関する事項
- (オ) 研修医の指導を行う者及びその担当分野
- (カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名

(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1)クに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（様式4）を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしていること。

(3) 基幹型臨床研修病院の開設者は、臨床研修病院変更届出書又は大学病院変更届出書を当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

(4) 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院から臨床研修病院変更届出書の送付を受け、又は共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた基幹型臨床研修病院の開設者は、速やかに当該臨床研修変更届出書又は当該大学病院変更届出書を当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

2 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の変更の届出

(1) 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、アからキまでに掲げる事項に変更が生じたときは、臨床研修病院変更届出書（施行通知の様式7）をもって、また、クからコまでに掲げる事項に変更が生じたときは、大学病院変更届出書（様式4）をもって、その日から起算して1月以内に、その旨を共同

して臨床研修を行う基幹型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならないこと。ただし、ク又はコに掲げる事項に変更が生じた場合において、基幹型相当大学病院の管理者が送付した大学病院変更届出書（様式4）が当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、また、コに掲げる事項に変更が生じた場合において、協力型相当大学病院の管理者が送付した大学病院変更届出書（様式4）が基幹型相当大学病院の管理者を経由して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、それぞれ協力型臨床研修病院の開設者がその旨を届け出たものとみなすこと。

また、協力型臨床研修病院の開設者は、届出に当たって基幹型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあつては、当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

さらに、協力型臨床研修病院においては、アからキまでに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に基幹型相当大学病院に相談すること。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 診療科名

オ プログラム責任者

カ 指導医及びその担当分野

キ 研修医の処遇に関する事項

ク 基幹型相当大学病院に係る次に掲げる事項

(ア) 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 管理者の氏名

(ウ) 名称

(エ) 診療科名

(オ) プログラム責任者

(カ) 研修医の処遇に関する事項

ケ 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う場合にあつては、当該協力型相当大学病院に係る次に掲げる事項

(ア) 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

- (イ) 管理者の氏名
- (ウ) 名称
- (エ) 診療科名
- (オ) プログラム責任者
- (カ) 研修医の処遇に関する事項

コ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

- (ア) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (イ) 管理者の氏名
- (ウ) 名称
- (エ) 研修医の処遇に関する事項
- (オ) 研修医の指導を行う者及びその担当分野
- (カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名

(2) 基幹型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1)ク又はコに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（様式4）を作成し、当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。

(3) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(1)ケに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（様式4）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。また、依頼通知により、協力型相当大学病院においては、(1)ケに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に基幹型相当大学病院に相談するようお願いしていること。

(4) 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院から臨床研修病院変更届出書の送付を受け、又は共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた基幹型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、速やかに当該臨床研修病院変更届出書又は大学病院変更届出書を当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。

第5 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の研修プログラム

の変更又は新設の届出

(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書(施行通知の様式8)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

ア 変更又は新設に係る研修プログラム(研修プログラムの変更の場合にあっては、変更前及び変更後の研修プログラム)

イ 研修プログラムの変更の場合にあっては、変更する箇所を記載した書類(変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。)

ウ 臨床研修病院群を構成する病院及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類(様式1)

エ 協力型相当大学病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)

オ 協力型相当大学病院の構成に変化がある場合にあっては、新たに基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院承諾書(様式3)

(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)を作成し、また、新たに基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院においては当該病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)及び大学病院承諾書(様式3)を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしていること。

(3) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する研修プログラム変更・新設届出書及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に関する研修プログラム変更・新設届出書とを、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

2 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出

(1) 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該

研修プログラムに関し、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書(施行通知の様式8)を、共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、基幹型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあつては、当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

- ア 変更又は新設に係る研修プログラム(研修プログラムの変更の場合にあつては、変更前及び変更後の研修プログラム)
- イ 研修プログラムの変更の場合にあつては、変更する箇所を記載した書類(変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。)
- ウ 臨床研修病院群を構成する病院及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類(様式1)
- エ 基幹型相当大学病院及び協力型相当大学病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)
- オ 協力型相当大学病院の構成に変化がある場合にあつては、新たに基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院承諾書(様式3)

(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)を作成し、また、新たに基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院においては当該病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)及び大学病院承諾書(様式3)を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。

(3) 基幹型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表(変更等記載用)(様式5)を作成し、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラム変更・新設届出書及び添付書類を取りまとめて、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

3 現に研修医を受け入れている臨床研修病院は、当該研修医が研修を修了し、又は中断するまでの間、当該研修医が受ける臨床研修に係る研修プログラムの変更をしてはならないこと。

4 3にかかわらず、やむを得ない場合にあつては、研修プログラムの変更を行うことも

認められること。この場合において、臨床研修病院の開設者は、速やかに、1又は2の届出を行わなければならないこと。また、臨床研修病院と共同して臨床研修を行う大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、速やかに、1又は2の情報提供を行うようお願いしていること。

第6 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の年次報告

1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の年次報告

(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院に関する年次報告書（施行通知の様式8）に、協力型相当大学病院に係る大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）を添付すること。

(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしていること。

(3) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する年次報告書及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に関する年次報告書とを、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

2 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告

(1) 基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院に関する年次報告書（施行通知の様式8）に、基幹型相当大学病院及び協力型相当大学病院に係る大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を添えて、基幹型相当大学病院の管理者を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、基幹型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあつては、当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）を添付すること。

(2) 基幹型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を作成するようお願いしていること。

(3) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。

(4) 基幹型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告書及び添付書類を取りまとめて、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

第7 大学病院のみで共同して臨床研修を行う大学病院からの情報提供

大学病院のみで共同して臨床研修を行う大学病院の管理者に対しても、依頼通知により、当該病院において行われている臨床研修に関して厚生労働省への情報提供を行うようお願いしていること。

第8 文部科学省との連携

基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院からの指定の申請、変更の届出、研修プログラムの変更若しくは新設の届出若しくは年次報告又は大学病院からの情報提供がなされた場合には、厚生労働省医政局医事課から文部科学省高等教育局医学教育課に対して、その旨の情報提供を行うこととしていること。

医政発第 0728002 号

平成 15 年 7 月 28 日

(一部改正) 平成 17 年 2 月 8 日

平成 20 年 3 月 26 日

平成 21 年 6 月 16 日

平成 22 年 4 月 14 日)

各国公私立医科大学(医学部)附属病院長 殿

厚生労働省医政局長

臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令」(平成 14 年厚生労働省令第 158 号)の施行については、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号。以下「施行通知」という。)により、また、大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請手続等については、「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」(平成 15 年 7 月 28 日付け医政発第 0728001 号。以下「特例通知」という。)により、各都道府県知事あてに通知したところである。

大学病院については、医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定されているとおり、臨床研修の機会を提供するに当たって厚生労働大臣の指定を受けることを要しないが、大学病院と共同して臨床研修を行うことにより臨床研修病院の指定を受けようとする、又は指定を受けた者に関し、その指定の申請を審査し、また変更届出等により指定基準を満たしていることを確認するに当たっては、共同して臨床研修を行う大学病院におけ

る臨床研修の実施体制を把握することが必要となる。また、臨床研修病院と共同することなく大学病院のみで臨床研修を行う場合についても、臨床研修制度の実施状況の把握を行うという観点から、臨床研修に関する情報を提供していただきたいと考えている。

以上の趣旨を踏まえ、臨床研修を行う大学病院においては、下記のとおり、当該病院において行われる臨床研修に関する情報提供をお願いしたい。

なお、本通知に定める手続に従って大学病院から提供いただいた情報については、各種媒体を通じて公表することにより、医科大学（医学部）学生、研修医等に情報提供することとしている。また、本通知については文部科学省高等教育局と協議済みであることを、念のため申し添える。

記

第1 用語の定義

本通知で用いる用語のうち、次に定めるもの以外については、施行通知によること。

1 「基幹型相当大学病院」

大学病院のうち、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって、当該臨床研修の管理を行うものをいうものであること。

2 「協力型相当大学病院」

大学病院のうち、他の病院と共同して臨床研修を行う病院であって、基幹型相当大学病院でないものをいうものであること。

第2 臨床研修病院の指定の申請の際の大学病院からの情報提供

1 基幹型臨床研修病院の指定の申請の際の協力型相当大学病院からの情報提供

(1) 協力型相当大学病院の管理者においては、共同して臨床研修を行うこととなる基幹型臨床研修病院の開設者が指定の申請を行う際には、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。

(2) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院の指定申請書（施行通知の様式1）及び添付書類（協力型相当大学病院の大学病院概況表及び大学病院承諾書を含む。）と、共同して臨床研修

を行うこととなる協力型臨床研修病院の指定申請書（施行通知の様式1）及び添付書類とを一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとしていること。

2 協力型臨床研修病院の指定の申請の際の基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの情報提供

(1) 基幹型相当大学病院の管理者においては、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院の開設者が指定の申請を行う際には、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）を作成するようお願いしたいこと。

(2) 協力型相当大学病院の管理者においては、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院（基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院に限る。）の開設者が指定の申請を行う際には、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。

(3) 基幹型相当大学病院の管理者においては、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、共同して臨床研修を行うこととなる協力型臨床研修病院の指定申請書（施行通知の様式1）及び添付書類（基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院の大学病院概況表及び大学病院承諾書を含む。）を取りまとめて、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の次に掲げる添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

ア 当該指定に係るすべての研修プログラム

イ プログラム責任者履歴書（施行通知の様式2）

ウ 当該指定に係る臨床研修病院群を構成することとなる病院及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類（特例通知の様式1）

エ 基幹型相当大学病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）

オ 協力型相当大学病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）

カ 臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式4）及び臨床研修

協力施設承諾書（施行通知の様式5）

第3 臨床研修病院の変更の届出の際の大学病院からの情報提供

1 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの変更の情報提供

(1) 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 診療科名

オ プログラム責任者

カ 研修医の処遇に関する事項

(2) 共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた基幹型臨床研修病院の開設者は、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該大学病院変更届出書を当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとしていること。

2 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの変更の情報提供

(1) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 診療科名

オ プログラム責任者

カ 研修医の処遇に関する事項

キ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

(7) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 管理者の氏名

(ウ) 名称

(エ) 研修医の処遇に関する事項

(オ) 研修医の指導を行う者及びその担当分野

(カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名

(2) 協力型臨床研修病院（基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に限る。）と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。また、協力型相当大学病院においては、次に掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に基幹型相当大学病院に相談するようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 診療科名

オ プログラム責任者

カ 研修医の処遇に関する事項

(3) 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院から臨床研修病院変更届出書（施行通知の様式7）の送付を受け、又は共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた基幹型相当大学病院の管理者においては、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該臨床研修病院変更届出書又は大学病院変更届出書を当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。なお、協力型臨床研修病院においては、臨床研修病院変更届出書をもって届け出るべき変更が生じると考えられる場合は、事前に基幹型相当大学病院に相談することとなっていること。

第4 臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出の際の大学病院からの情報提供

1 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供

(1) 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、また、新たに基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院においては当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。

(2) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院の研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式8）及び添付書類（協力型相当大学病院の大学病院概況表又は大学病院承諾書を含む。）と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式8）とを、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとしていること。

2 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供

(1) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成するようお願いしたいこと。

(2) 協力型臨床研修病院（基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に限る。）と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、また、新たに基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院においては当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）及び大学病院承諾書（特例通知の様式3）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いした

いこと。

(3) 基幹型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式8）及び添付書類（基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院の大学病院概況表又は大学病院承諾書を含む。）を取りまとめて、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

3 現に研修医を受け入れている臨床研修病院は、当該研修医が研修を修了し、又は中断するまでの間、当該研修医が受ける臨床研修に係る研修プログラムの変更をしてはならないこととしていること。

4 3にかかわらず、やむを得ない場合にあっては、研修プログラムの変更を行うことも認められることとしていること。この場合において、臨床研修病院と共同して臨床研修を行う大学病院の管理者においては、速やかに、1又は2の情報提供を行うようお願いしたいこと。

第5 臨床研修病院の年次報告の際の大学病院からの情報提供

1 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院からの年次の情報提供

(1) 基幹型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、基幹型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしたいこと。

(2) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院の年次報告書（施行通知の様式8）及び添付書類（協力型相当大学病院の大学病院概況表を含む。）と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告書（施行通知の様式8）とを、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付することとしていること。

2 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの年次の情報提供

- (1) 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成するようお願いしたいこと。
- (2) 協力型臨床研修病院（基幹型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に限る。）と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。
- (3) 基幹型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告書（施行通知の様式8）及び添付書類（基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院の大学病院概況表を含む。）を取りまとめて、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

第6 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの情報提供

1 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの臨床研修の開始の情報提供

- (1) 基幹型相当大学病院（臨床研修病院と共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院を除く。以下第7において同じ。）の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）を作成するようお願いしたいこと。
- (2) 協力型相当大学病院（臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院を除く。以下第7において同じ。）の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、当該病院の大学病院概況表（特例通知の様式2）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。
- (3) 基幹型相当大学病院の管理者においては、臨床研修を開始しようとする場合には、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の6月30日までに、当該病院の大学病院概況表及び次に掲げる添付書類と、共同して臨床研修を行うこととなる協力型相当大

学病院の大学病院概況表とを、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

ア すべての研修プログラム

イ プログラム責任者履歴書（施行通知の様式2）

ウ 共同して臨床研修を行うこととなる大学病院相互間の連携体制を記載した書類（特例通知の様式1）

エ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあっては、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式4）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式5）

2 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの変更の情報提供

(1) 基幹型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、当該変更の生じた日から起算して1月以内に、当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 診療科名

オ プログラム責任者

カ 研修医の処遇に関する事項

キ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項

(ア) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 管理者の氏名

(ウ) 名称

(エ) 研修医の処遇に関する事項

(オ) 研修医の指導を行う者及びその担当分野

(カ) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあっては診療科名

(2) 協力型相当大学病院の管理者においては、次に掲げる事項に変更が生じたときは、

その旨の大学病院変更届出書（特例通知の様式4）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。また、協力型相当大学病院においては、次に掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に基幹型相当大学病院に相談するようお願いしたいこと。

ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

イ 管理者の氏名

ウ 名称

エ 診療科名

オ プログラム責任者

カ 研修医の処遇に関する事項

(3) 共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた基幹型相当大学病院の管理者においては、当該変更の生じた日から起算して1月以内に当該大学病院変更届出書を当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

3 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの研修プログラムの変更又は新設の情報提供

(1) 基幹型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに関し、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成するようお願いしたいこと。

(2) 協力型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに関し、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。

(3) 基幹型相当大学病院の管理者においては、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該病院の大学病院概況表及び次に掲げる添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院概況表とを、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

ア 変更又は新設に係る研修プログラム（研修プログラムの変更の場合にあっては、

変更前及び変更後の研修プログラム)

イ 研修プログラムの変更の場合にあっては、変更する箇所を記載した書類（変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。）

ウ 共同して臨床研修を行う大学病院相互間の連携体制を記載した書類（特例通知の様式1）

4 大学病院のみで共同して臨床研修を行う基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院からの年次の情報提供

(1) 基幹型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成するようお願いしたいこと。

(2) 協力型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（特例通知の様式5）を作成し、基幹型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしたいこと。

(3) 基幹型相当大学病院の管理者においては、毎年4月30日までに、当該病院の大学病院概況表及び臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）と、共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院概況表とを、一括して当該基幹型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしたいこと。

第7 文部科学省との連携

基幹型相当大学病院又は協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院からの指定の申請、変更の届出、研修プログラムの変更若しくは新設の届出若しくは年次報告又は大学病院からの情報提供がなされた場合には、厚生労働省医政局医事課から文部科学省高等教育局医学教育課に対して、その旨の情報提供を行うこととしていること。

臨床研修に関するパブリックコメント手続きによる意見について

(概要)

- 平成23年度の臨床研修への対応等に関して「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正案についてパブリックコメントの手続きを実施。
- その結果、募集期間内に寄せられた意見は、合計470件（団体17件、都道府県9件、その他444件）。
- 寄せられた意見の概要とその意見に対する考え方については、別添のとおり。

臨床研修制度の見直しに関するパブリックコメントの概要

3月25日現在

	意見の項目	ご意見	個人・病院	団体	意見に対する考え方
当面の取扱い（激変緩和措置）への対応について	基幹型臨床研修病院の指定について	激変緩和措置は24年度から研修を始める研修医の募集から廃止することに賛成する。	1		<p>昨年4月に行った臨床研修制度の見直しでは、研修の質の向上を図る観点から臨床研修の実施を統括管理する基幹型臨床研修病院の基準を強化するとともに、研修医の受入実績がある場合などには、激変緩和措置として1年間指定を継続する取扱いとしました。</p> <p>この激変緩和措置が適用された114の基幹型臨床研修病院について、指定基準を満たしていない項目、病床規模、研修医の受入実績などの状況を検討したうえで、当該措置については、各病院が新しい基準を満たすまでの猶予期間として、平成24年度から研修を始める研修医の募集まで継続した後、廃止することとしました。</p> <p>また、研修医の受入実績のない基幹型臨床研修病院については、研修医に対する指導実績が必要と考えられることから激変緩和措置を適用しないこととしました。</p>
		特に「年間入院患者数3000人以上」の基準要件に関する激変緩和措置については、引き続き平成25年度以降も継続してほしい。	11	3	
		激変緩和措置は次回の制度見直しまで続けてほしい。	19		
		臨床研修病院の実情を調査し評価を加えた上で激変緩和措置を継続するか否かを検討すべき。	14		
		過去3年間に研修医の受入がなくとも、医師の地域偏在の解消のため、医師不足地域の基幹型臨床研修病院など、地域の実情を十分に考慮して、平成22年度は、昨年と同様の激変緩和措置の継続をしてほしい。	5	2	
		現時点で指定基準を満たしていない研修病院であっても、将来的に研修医の確保が見込める又はそのために努力している病院もあるため、過去の受入実績に関わらず、当面の間、激変緩和措置を適用すること。		1	
		「みなし基幹型臨床研修病院」については、過去3年間の研修医の受入実績の有無にかかわらず都道府県内の募集定員の上限値を超えない範囲内で募集を可能とするなどの弾力的な取扱いを少なくとも次回の臨床研修制度の見直し時まで継続していただきたい。		2	
次回の制度見直しに向け、現在の臨床研修制度の評価を明らかにし、医師の地域偏在と診療科目偏在という課題を対立させることなく解消するため、将来の客観的な医師需給予測に基づき、抜本的な地域別、診療科目別偏在是正策を明らかにし、今回継続された激変緩和措置については、これまで医師養成に果たしてきた役割や地域医療への影響を考慮し、上記の偏在是正策が示されるまでの間、継続してほしい。		1			

	意見の項目	ご意見	個人・病院	団体	意見に対する考え方
当面の取扱い（激変緩和措置）への対応について	基幹型臨床研修病院の指定について	激変緩和措置の廃止は、真摯に臨床研修に取り組む中小病院を一律に基幹型臨床研修病院から排除することにつながり地域医療の崩壊を招くため反対である。	47	1	指定基準に関する激変緩和措置が廃止され、基幹型臨床研修病院として指定が継続されない場合であっても、協力型臨床研修病院として引き続き臨床研修を担うことが可能です。
		激変緩和措置の廃止は、比較的小規模の研修病院での医師養成を認めない方向の改正と受け止められるので、再検討してほしい。	14	9	地域の中小病院が協力型臨床研修病院となり、地域の中核病院である基幹型臨床研修病院と協力して臨床研修病院群を形成し、地域で研修医を確保、養成する取組みを促進してまいります。
	小児科・産科プログラムの作成について	小児科・産婦人科プログラムの定員4名分を病院の定員に別途加算し、小児科・産婦人科プログラムに関する激変緩和措置を廃止することに賛成する。	1		<p>昨年4月に行った臨床研修制度の見直しでは、一定規模以上（募集定員20名以上）の病院において、産科や小児科を志望する研修医を対象とした研修プログラムを必ず設けることとしました。</p> <p>当該プログラムの希望者が、用意された定員の6割程度であったことなどを踏まえ、当該プログラムを設けることが病院の募集定員の減少につながらないように、当該プログラムの定員4名分を病院の募集定員に別途加算することとしました。</p>
		小児科医・産婦人科医の育成は、重要な課題であるが、地方では都市部以上に小児科・産婦人科の研修希望者の獲得は困難であることも事実であり、小児科・産婦人科各2名の定員を義務付けることは、特に地方の市中病院で長年研修医を育ててきた病院にとっては大きな打撃となる可能性があるため、全体の定員とは別枠とする改正案に賛成である。	1		
		別途加算する根拠について大多数が納得できるように説明責任を果たした後に決めるべき課題であるので、当該病院の募集定員に別途加算する取扱いには断固反対する。	1		
		小児科・産科プログラムの定員4名分については、その充足が他のプログラムに比べてリスクが高いため、県上限の枠外としてほしい。		1	
		加算により、他の基幹型臨床研修病院の定員削減につながらないように、都道府県の募集定員上限についても別途加算する取り扱いとされたい。		1	
		20名以上の病院は、小児科・産科プログラムを設置することが定められたが、内定者ゼロという所がいくつもあったので何らかの検証を要望する。また、今回、必修研修科目の自由な選択性となって更に小児科・産科プログラムの減少に繋がっているため、従前からの7科目必修プログラム（小児科・産科コース）を設置している研修病院には、国としての大胆な補助金増額等のインセンティブを与えるということも含めて再検討するようお願いする。		1	
		小児科・産科のみではなく、地域や病院の事情によっては麻酔科や救急、外科プログラムも加算の対象としてほしい。	1		
		地域医療研修基本プログラム（地域医療を半年以上組み入れ、中小病院や診療所で研修）を定め、これに準拠する研修プログラムを採用する研修病院の研修医採用枠を上乗せしてはどうか。	1	1	

	意見の項目	ご意見	個人・病院	団体	意見に対する考え方
当面の取扱い（激変緩和措置）への対応について	病院の募集定員について	病院の募集定員を決定するにあたり、前年度のマッチ者実績を勘案することに賛成する。	1		<p>病院の募集定員に関する激変緩和措置については、地域医療に与える影響等を勘案して設けられました。</p> <p>現時点では地域医療への影響等が十分に評価できていないことから、平成23年度の研修においては、激変緩和措置を継続することとし、その後の取扱いは、研修の実施状況、地域医療への影響等を評価して定めることとしています。</p>
		募集定員の毎年の変更は、病院における救急体制に大きな影響を与えるため、激変緩和措置の継続は歓迎できる。	1		
		激変緩和措置は次回の制度見直しまで続けてほしい。	14		
		次回の制度見直しに向け、現在の臨床研修制度の評価を明らかにし、医師の地域偏在と診療科目偏在という課題を対立させることなく解消するため、将来の客観的な医師需給予測に基づき、抜本的な地域別、診療科目別偏在是正策を明らかにし、今回継続された激変緩和措置については、これまで医師養成に果たしてきた役割や地域医療への影響を考慮し、上記の偏在是正策が示されるまでの間、継続してほしい。		1	
		臨床研修病院の実情を調査し評価を加えた上で激変緩和措置を継続するか否かを検討すべき。	8		
		「医師の地域偏在への対応」という制度見直しの趣旨を、より速やかに実態に反映させるため、激変緩和措置は速やかに廃止してほしい。		4	
	都道府県別の募集定員の上限について	激変緩和措置は次回の制度見直しまで続けてほしい。	13		<p>都道府県別の募集定員の上限に関する激変緩和措置については、地域医療に与える影響等を勘案して設けられました。</p> <p>現時点では地域医療への影響等が十分に評価できていないことから、平成23年度の研修においては、激変緩和措置を継続することとし、その後の取扱いは、研修の実施状況、地域医療への影響等を評価して定めることとしています。</p>
		次回の制度見直しに向け、現在の臨床研修制度の評価を明らかにし、医師の地域偏在と診療科目偏在という課題を対立させることなく解消するため、将来の客観的な医師需給予測に基づき、抜本的な地域別、診療科目別偏在是正策を明らかにし、今回継続された激変緩和措置については、これまで医師養成に果たしてきた役割や地域医療への影響を考慮し、上記の偏在是正策が示されるまでの間、継続してほしい。		1	
		臨床研修病院の実情を調査し評価を加えた上で激変緩和措置を継続するか否かを検討すべき。	7		
		「医師の地域偏在への対応」という制度見直しの趣旨を、より速やかに実態に反映させるため、激変緩和措置は速やかに廃止してほしい。	1	4	
	病院群の形成の促進をさらに進める為に、隣接する都道府県でも病院群を形成しやすいよう、都道府県の定員の上限を廃止すべき。	1			

	意見の項目	ご意見	個人・病院	団体	意見に対する考え方
臨床研修病院群の形成の促進について		都道府県内の地域の個別実情等を勘案して、「都道府県において病院間の定員の調整ができる」ことは、定員調整の弾力化につながるが、都道府県の募集定員枠と各病院の募集定員枠は一体的に決定されるべきものであることから、都道府県に募集定員の決定権がない現在の状況のもとでは、都道府県との調整を十分に踏まえ、国において定員決定の責任を果たされるのが基本と考える。		1	
		都道府県において基幹型臨床研修病院間の募集定員の調整が行えるようにするとの方針が示されているが、多くの大学病院・臨床研修病院を抱え、かつ病院の大部分が、自病院の研修医募集定員が前年度までの採用実績に基づき抑えられていることに不満を持っている自治体では、病院・プログラムに対する評価方法などの客観的基準が確立されない限り、各病院のコンセンサスを得ながら病院間の定員調整を行うことは不可能である。 国においては、都市部の都道府県の実情について、病院側に十分な説明を行なってほしい。		1	<p>病院の募集定員については、全国共通の規則に基づいて決定されていますが、地域において臨床研修病院群を形成し、研修医の確保に向けた工夫ができるように、都道府県において研修医の受入実績や地域の実情等を勘案して調整ができるようにしました。</p> <p>このような都道府県における調整結果を踏まえ、厚生労働省において各病院の最終的な募集定員を決定します。募集定員の調整は各都道府県における自主的な取り組みと考えており、調整が行われない都道府県内の病院については、厚生労働省において調整を行い、最終的な募集定員を決定します。</p>
		地域の実情に沿って各臨床研修病院の長所を発揮できる研修体制の構築につながることから意義があるが、実質的に臨床研修病院の定員の設定に係る国の事務を都道府県に移譲することになることから、施行通知ではなく、法令により事務、権限、財源措置を設定、明確化するべきである。		1	
		都道府県による域内の臨床研修病院の募集定員の調整という新たな事務の義務付けについては、総務省とも十分協議するとともに必要に応じて募集定員の調整のために生じる財政需要について財源措置等を講じていただきたい。また、都道府県別の募集定員の上限値については、都道府県における募集定員の調整期間を十分考慮して、各年度の早期に情報提供を行っていただきたい。			2
		臨床研修病院群(以下の病院群)の形成促進のインセンティブとして、プログラム選択を各病院群の中で医師国家試験後に自由に行えるようにすること、病院群形成に補助金をさらに上乘せすることを要望する。			1

	意見の項目	ご意見	個人・病院	団体	意見に対する考え方	
高額給与を支払っている場合の補助金の取扱いについて		著しく高額な給与を支払っている臨床研修病院に対する補助金の削減については、当然のことと考える。 なお、削減した補助金等を財源として、離島・へき地等の地域医療を支える観点から地方においても魅力ある充実した臨床研修が実施できるよう財政支援の拡充を図っていただきたい。		3		
		研修施設間の公平性を保つためにも、補助金の一定程度の減額に賛成する。	1			
		400万～500万円以上を超えた場合に補助金を減額すべき。	1			
		500万円以上出せる施設へは補助金の減額、720万円以上だせる施設へは削除でもよい。補助金は常識的な給与額で研修医を受け入れる施設に公平に分配され、適正に使用されるべき。		1	臨床研修制度の導入以降、研修医の処遇（給与等）が改善され、研修医が経済的な心配をすることなく研修に専念できる環境が整った一方で、研修制度の本来の趣旨に照らして不適切に高額な処遇の事例が見られるとの指摘を受けています。	
		給与はあくまでも病院が決めるものであり、また、補助金の減額などの病院へのペナルティは、研修医の実際の研修内容の質の低下や病院の研修体制不備で決められるべきものであるため、この取扱いには反対である。		1	2	このため、研修医の給与が著しく高額の病院に対しては補助金を一定程度減額することとしました。対象となる病院は、人事院の調査において28歳～32歳の民間医療機関の医師給与が月額60万円程度であることを参考に、決まって支払われる給与（当直手当等を除く）が年額720万円を超える病院としています。なお、臨床研修病院に対する現行の補助金においても、離島、へき地など医師不足地域における研修について滞在費などの財政的支援を行っており、引き続き必要な支援を行ってまいります。
		離島で学ぶ医師などは給与に関して高額な場合があるが、それだけ大変な現場で働いているからであり、補助金を一定程度減額すると医師のモチベーションが低下することは否めないため再検討すべき。		2		
		高額な給与により研修医を集めることを制限するという趣旨は理解できるが、自治医科大学卒業生や自治体の奨学生で当該自治体内で臨床研修を行う義務のある者は、自治体が正職員採用を行うなど、マッチング制度とは別の枠組みが設計されていることから、これらの者の研修受入によって研修病院に不利益が生じることがないように特別な措置を講ずるべき。			1	
次回の制度見直しに向けて		初期臨床研修は、医学部教育及び専門医教育の間の過渡的な教育研修過程であり、一連の大学医学部改革、専門医教育の進歩によりその教育・研修内容を改革していく必要がある。 このために現時点で、これまでの初期臨床研修の検証をきちんと行う必要があり、そのために医道審議会医師臨床研修分科会医師臨床研修部会とは、独立した検証組織を創設すべき。			1	臨床研修制度は、昨年の見直しから5年以内に見直すこととしています。このため、これまでの臨床研修の成果を評価し、臨床研修病院の指定基準（新規入院患者数、救急医療の実施等）を含め、平成22年度から制度全般の見直しに向けた検討に着手します。
		4年後の改定に向けて、当初の研修理念に沿って研修の質と目標達成度について評価を行い、昨年度の制度改定を見直すべき。	13	1		

意見の項目		ご意見	個人・病院	団体	意見に対する考え方
制度全体		平成16年から開始した臨床研修の結果の十分な評価なしに、医師の偏在の解消のために制度を修正するべきではない。	16	1	臨床研修制度は、昨年を見直しから5年以内に見直すこととしています。このため、これまでの臨床研修の成果を評価し、臨床研修病院の指定基準（新規入院患者数、救急医療の実施等）を含め、平成22年度から制度全般の見直しに向けた検討に着手します。
		臨床研修制度の見直しの動きはすべて凍結し、新医師臨床研修制度についてはその原点に立ち返るべき。	1		
募集定員	病院の定員	臨床研修病院における臨床研修医の募集定員の決定に当たっては、医師不足の県においては、奨学金制度等によりこれまで以上の研修医を確保しようとする個別病院の努力を反映させるため、過去3年間の実績を踏まえて決定する仕組みを改め、各病院の希望どおり、あるいは採用の確実性が見込める場合にはその定員を過去の実績とは別枠で設定できるようにしてほしい。		1	
		自治医卒分は募集定員の枠外にすべき。	2		
		公立病院間の医師の異動は、派遣とみなされるべきで、現行ルールは、医師養成を行っている公立病院に不利な形態といえる。地域医療機関への医師派遣実績を加味した明確なルールづくりが望まれる。	1		
		医療体制が整っていない地域に研修医を含めた医師派遣を行っていることも定員の評価として考慮してほしい。	1		
		たすき掛けによる募集定員の受入実績も定員の設定に考慮してほしい。	1		
		救急受入数も定員の設定に考慮してほしい。	1		
		へき地を考慮した定員の設定にし、へき地での救急を確保してほしい。	1		
		指導医数を確保していることも定員の設定に考慮してほしい。	1		
		大学医局を想定したもので、地域医療に対する貢献度を加味した募集定員の設定になっていない。卒後7年以上の医師の貢献度が研修体制の評価とされるのはおかしい。	1		
	平成23年度の募集定員設定にあたり、前年度の内定者の実績を勘案する激変緩和措置が継続されるが、前年度の実績が上限であることから、新たに研修の質向上や受入体制の充実を図る医療機関においても、前年度実績以上の研修医の受け入れはできない。今後の各病院の募集定員設定にあたっては、採用実績だけでなく、研修の質や受入体制の充実に向けた取り組みも評価されたい。		1		
	定員の調整による研修医のばらまきは後期研修で研修医が都市部へ移動するだけのため、後期研修まで継続した場合に補助金を増額することを考慮してほしい。	1			

	意見の項目	ご意見	個人・病院	団体	意見に対する考え方	
その他	募集定員	都道府県の定員の上限	臨床研修の地域別定数は、研修医の都市集中の解消に一定の効果が見込めるが、地域ごとの実情を十分に考慮すべき。離島や遠隔地などの条件も考慮し、初期研修修了後も、県内の医師不足の状況が解消されるような点まで考慮し決定されるべきであり、初期研修修了後の地域定着率を調査し、その結果に基づいた将来のビジョンの構築と対応が必要である。		1	臨床研修制度は、昨年に見直しから5年以内に見直すこととしています。このため、これまでの臨床研修の成果を評価し、臨床研修病院の指定基準（新規入院患者数、救急医療の実施等）を含め、平成22年度から制度全般の見直しに向けた検討に着手します。
			都道府県の上限については、地方の医師不足に鑑み、大都市から地方への研修医の誘導を図ること等に重点を置いて、現行の算出方法を改め、面積あたり医師数加算のきめ細やかかつ手厚い設定や、人口10万人当たり医師数の加味など、都市部の上限の引き下げ、医師不足の県の上限が緩和されるような措置を講じてほしい。あるいは、医師不足の県には上限の設定をしないでほしい。		1	
			定員を調整し全国に配分したとしても、一時的な効果しかなく、今以上の地域格差を生じ、医療崩壊が促進される危険性が高く、地域医療をこれまで以上の混乱に陥ると危惧される。医師の偏在を目指すのであれば、各県の人口10万人対の医師数などを基準とした計算がされるべき。	1		
			地方自治体の自助努力を十分評価し、研修定員設定の枠外とするなど定員保障をすべき。また、府（県）域を越えて医師の派遣が行われているような全国的な貢献度を十分踏まえ、定員を保障すべき。		1	
			研修医の地域偏在解消のため、全国の募集定員数を毎年度の臨床研修医総数程度まで削減したうえで、都会地の募集定員を現在より大幅に削減すること。		1	
			地方の医師不足を解消するなら都会の定員を減らし、地方（北海道、東北6県、長野など）の定員は減らすべきではない。定員が少ないとマッチングでマッチしない可能性が高いため、地方の定員を再考してほしい。	1		
			都道府県の上限設定を撤廃して、従来通り臨床研修病院ごとの受け入れ定数を尊重してほしい。	14		
			都道府県の定員の上限設定は、県内の医師偏在を増長する結果になり更なる問題を深刻化している。	2		
			都道府県の募集定員の設定は、地域の救急に貢献している臨床研修病院の定員削減となり救急体制が崩れ、地域医療に大きな影響を与えるので、救急医療圏を考慮した定員設定をしてほしい。	1		
			研修医の均等な配分を目指すなら、研修病院を明確なランクに分け、定数を絞った上で、行政が主導して研修病院を指定することまですべきだ。	1		

	意見の項目	ご意見	個人・病院	団体	意見に対する考え方
その地	指定基準	臨床研修の質の充実、発展、基本理念である一般にみる疾患に対応する能力を向上させるためには、指導医の質と人数が担保されていることが重要であり、基幹型病院の外形基準の引き上げ(550床以上)と指導の担保を今後推進し、協力型病院の多様化による研修内容の充実を図るべき。		1	臨床研修制度は、昨年の見直しから5年以内に見直すこととしています。このため、これまでの臨床研修の成果を評価し、臨床研修病院の指定基準(新規入院患者数、救急医療の実施等)を含め、平成22年度から制度全般の見直しに向けた検討に着手します。
		年間入院患者数3,000人以上の根拠が分からない、臨床研修指定病院の指定条件の年間入院患者数3,000人以上という規制を廃止すべき。	227	9	
		年間入院患者数3,000人以上という基準は、長年検討され数年間行われた新医師臨床研修制度から、今までの大学病院・大規模病院中心の偏った医師養成に後戻りする内容ではないか。	5	1	
		中小病院を基点に臨床研修を充実させて、地域に根ざした医療、身近な医療者(現場)作りをしてほしい。	48	3	
		大学では一般的な疾患(common disease)を診ることはできないので、診ることが可能な中小病院での研修が大切だと思う。	38		
		医学部定員増の方針の中、今後を見通しての方針が疑問である。医学部定員増の政府方針と明らかに矛盾するものである。地域の中小病院を基幹型病院から排除すれば、いずれ医学生が国試で合格しても研修病院の定員枠が足りなくなる事態になりかねない。	3	1	
		中小病院での医師養成の優点和課題を明らかにしてほしい。	6		
		入院患者研修医5人に対し指導医1人以上という条項は、中小一般病院に研修病院から撤退せよと迫り、大学病院へ研修医の回帰を期待したものと思えない。	3		
	研修プログラム	ローテート研修を短縮し専門研修を早期に開始できる制度が認められ、これは医師としての基本的臨床能力の獲得に逆行するものである。		8	
選択必修の科目を全て必修に戻すべき。			4		

研修医の募集定員に関する都道府県別の上限についての試算(1)

都道府県	H22募集定員	H22募集定員 の上限 ①	H23募集定員 の上限(試算) ②	定員上限の増 減(=②-①)
北海道	427	410	402	△ 8
青森県	129	130	129	△ 1
岩手県	118	119	129	10
宮城県	158	144	142	△ 2
秋田県	125	125	125	0
山形県	124	131	130	△ 1
福島県	146	151	148	△ 3
茨城県	180	180	177	△ 3
栃木県	188	201	195	△ 6
群馬県	122	122	120	△ 2
埼玉県	421	429	426	△ 3
千葉県	373	369	366	△ 3
東京都	1511	1,289	1,252	△ 37
神奈川県	671	538	534	△ 4
新潟県	182	182	179	△ 3
富山県	105	105	104	△ 1
石川県	168	200	195	△ 5
福井県	100	109	108	△ 1
山梨県	109	119	118	△ 1
長野県	152	146	143	△ 3
岐阜県	140	140	139	△ 1
静岡県	237	231	228	△ 3
愛知県	583	448	445	△ 3
三重県	130	128	126	△ 2
滋賀県	103	99	98	△ 1
京都府	291	247	237	△ 10
大阪府	682	552	527	△ 25
兵庫県	386	341	337	△ 4
奈良県	99	95	97	2
和歌山県	98	95	95	0
鳥取県	70	90	97	7
島根県	102	130	129	△ 1
岡山県	201	201	196	△ 5
広島県	186	180	177	△ 3
山口県	114	107	110	3
徳島県	93	106	107	1
香川県	101	99	100	1
愛媛県	115	111	112	1
高知県	93	106	107	1
福岡県	508	391	394	3
佐賀県	82	92	93	1
長崎県	143	148	159	11
熊本県	123	113	111	△ 2
大分県	109	108	107	△ 1
宮崎県	78	106	105	△ 1
鹿児島県	165	172	169	△ 3
沖縄県	158	144	143	△ 1
計	10,699	9,979	9,867	△ 112

(参考)

産科・小児科プログラムによる 募集定員の加算(試算) ③	②の定員上限 に③を加えた値 ④(=②+③)	①の定員上 限と④との差 (=④-①)
16	418	8
4	133	3
8	137	18
8	150	6
4	129	4
4	134	3
4	152	1
4	181	1
8	203	2
4	124	2
16	442	13
16	382	13
88	1,340	51
28	562	24
4	183	1
4	108	3
8	203	3
4	112	3
4	122	3
4	147	1
4	143	3
8	236	5
24	469	21
4	130	2
4	102	3
12	249	2
28	555	3
8	345	4
4	101	6
4	99	4
4	101	11
4	133	3
12	208	7
4	181	1
4	114	7
4	111	5
4	104	5
4	116	5
4	111	5
16	410	19
4	97	5
8	167	19
4	115	2
4	111	3
4	109	3
4	173	1
8	151	7
436	10,303	324

※③は募集定員が20名以上となる可能性のある病院について、産科・小児科プログラムによる募集定員の加算分を一律に4名と仮定して計算した場合の値

研修医の募集定員に関する都道府県別の上限についての試算(2)

都道府県	① 22年度 募集定員	② 21年度 採用実績	③ 総人口 (千人)	④ 22年度 医学部 定員	⑤ 採用実 績を人 口割合 で配分	⑥ 採用実 績を医 学部定 員割合 で配分	⑦ ⑤と⑥ との差	⑧ 100km ² 当 たり医 師数	⑨ 面積当 たりの 医師数 による 加算*1	⑩ 離島人 口*2	⑪ 離島人 口による 加算*3	⑫ 都道府 県の上 限 (⑦+⑨+ ⑪)	⑬ 都道府 県の上 限と募 集との差 (⑫-①)	⑭ 都道府 県の上 限と採 用実績との差 (⑫-②)	⑮ 都道府 県の上 限と採 用実績との割合 (⑭/②)*4	⑯ 経過措 置後 の上限
北海道	427	290	5,535	344	331	295	331	14.9	67	13,338	4	402	△ 25	112		402
青森県	129	62	1,392	125	83	107	107	26.7	22			129	0	67		129
岩手県	118	74	1,352	125	81	107	107	17.0	22			129	11	55		129
宮城県	158	113	2,340	119	140	102	140	70.1		5,525	2	142	△ 16	29		142
秋田県	125	75	1,108	122	66	104	104	19.9	21			125	0	50		125
山形県	124	62	1,188	125	71	107	107	26.8	22	286	1	130	6	68		130
福島県	146	70	2,052	105	123	90	123	28.3	25			148	2	78		148
茨城県	180	110	2,964	110	177	94	177	78.8				177	△ 3	67		177
栃木県	188	110	2,011	228	120	195	195	66.3				195	7	85		195
群馬県	122	82	2,012	117	120	100	120	65.8				120	△ 2	38		120
埼玉県	421	204	7,113	195	426	167	426	273.7				426	5	222		426
千葉県	373	270	6,122	115	366	98	366	198.4				366	△ 7	96		366
東京都	1,511	1,358	12,838	1,446	769	1,238	1,238	1,740.6		28,615	14	1,252	△ 259	△ 106	7.8%	1,252
神奈川県	671	586	8,917	427	534	366	534	695.1				534	△ 137	△ 52	8.9%	534
新潟県	182	100	2,391	125	143	107	143	35.6	15	67,334	21	179	△ 3	79		179
富山県	105	38	1,101	110	66	94	94	62.2	10			104	△ 1	66		104
石川県	168	75	1,168	227	70	194	194	72.3		155	1	195	27	120		195
福井県	100	45	812	115	49	98	98	44.2	10			108	8	63		108
山梨県	109	46	871	125	52	107	107	41.3	11			118	9	72		118
長野県	152	109	2,171	113	130	97	130	32.8	13			143	△ 9	34		143
岐阜県	140	88	2,100	107	126	92	126	36.4	13			139	△ 1	51		139
静岡県	237	163	3,800	120	227	103	227	89.9		236	1	228	△ 9	65		228
愛知県	583	493	7,403	422	443	361	443	279.2		4,553	2	445	△ 138	△ 48	9.7%	445
三重県	130	83	1,875	125	112	107	112	62.0	12	5,176	2	126	△ 4	43		126
滋賀県	103	80	1,402	115	84	98	98	72.2				98	△ 5	18		98
京都府	291	263	2,629	214	157	183	183	168.1				183	△ 108	△ 80	30.4%	237
大阪府	682	578	8,806	527	527	451	527	1,193.5				527	△ 155	△ 51	8.8%	527
兵庫県	386	289	5,586	218	334	187	334	146.7		9,236	3	337	△ 49	48		337
奈良県	99	70	1,404	113	84	97	97	81.8				97	△ 2	27		97
和歌山県	98	72	1,012	100	61	86	86	57.6	9			95	△ 3	23		95
鳥取県	70	29	595	103	36	88	88	48.8	9			97	27	68		97
島根県	102	49	725	110	43	94	94	28.5	19	23,347	16	129	27	80		129
岡山県	201	153	1,948	227	117	194	194	74.8		3,573	2	196	△ 5	43		196
広島県	186	141	2,669	117	172	100	172	81.0		16,602	5	177	△ 9	36		177
山口県	114	62	1,463	114	88	98	98	59.4	10	5,155	2	110	△ 4	48		110
徳島県	93	54	794	112	48	96	96	57.3	10	325	1	107	14	53		107
香川県	101	58	1,003	112	60	96	96	138.0		8,288	4	100	△ 1	42		100
愛媛県	115	62	1,444	112	86	96	96	62.0	10	17,603	6	112	△ 3	50		112
高知県	93	35	773	112	46	96	96	30.7	10	324	1	107	14	72		107
福岡県	508	437	5,054	440	303	377	377	287.5		2,790	2	379	△ 129	△ 58	13.3%	394
佐賀県	82	47	856	106	51	91	91	88.3		2,319	2	93	11	46		93
長崎県	143	70	1,440	120	86	103	103	97.6		155,680	56	159	16	89		159
熊本県	123	99	1,821	115	109	98	109	63.5		4,349	2	111	△ 12	12		111
大分県	109	53	1,200	110	72	94	94	46.9	10	5,367	3	107	△ 2	54		107
宮崎県	78	44	1,136	110	68	94	94	33.6	10	1,284	1	105	27	61		105
鹿児島県	165	54	1,717	115	103	98	103	44.2	11	181,113	55	169	4	115		169
沖縄県	158	139	1,376	112	82	96	96	136.9		132,738	47	143	△ 15	4		143
計	10,699	7,644	127,692	8,926	7,644	7,644	9,175	63.5	371	695,311	256	9,798	△ 901	2,154		9,867

注) 計算結果の端数処理の関係から、都道府県別の値と合計の値が一致しない場合がある。

* 1 100平方km当たりの医師数が全国の中央値よりも少ない県には10%加算、30未満の道県には20%加算

* 2 離島人口とは、離島振興法・小笠原諸島振興開発特別措置法・奄美群島振興開発特別措置法・沖縄振興特別措置法で指定された離島の人口

* 3 離島人口×調整係数5/都道府県全体の人口

* 4 ⑨の値の減少の程度が②の値の10%を超える場合、経過措置として、各都道府県内の病院が希望する募集定員の合計から減少する割合の限度を10%とする。

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の
施行について」の一部改正案について

1. 改正の経緯

平成 21 年 4 月に行った臨床研修制度の見直しにあたっては、臨床研修病院の指定や研修医の募集定員等に関して、地域医療への影響等を踏まえ、激変緩和措置を講じ、平成 22 年度の研修に適用したところ。平成 23 年度の臨床研修の実施に向けて、これら激変緩和措置の取扱い等について意見を募集する。

2. 改正の内容

(1) 当面の取扱い（激変緩和措置）への対応について

① 基幹型臨床研修病院の指定について（別添医政局長通知第 3 の 2 関係）

- 激変緩和措置については、基幹型臨床研修病院が新しい基準を満たすための猶予期間として 24 年度から研修を始める研修医の募集まで継続した後、廃止する。
- ただし、過去 3 年間に研修医の受入実績がない基幹型臨床研修病院については、激変緩和措置を適用しない。

(参考：当面の取扱い)

新たな指定基準を満たさない基幹型臨床研修病院は、一定の条件の下で 22 年度末まで指定を継続する。

② 小児科・産科プログラムの作成について（別添医政局長通知第 3 の 3 関係）

- 募集定員が 20 名以上の基幹型臨床研修病院に必置となっている小児科・産科プログラムの定員 4 名分を、当該病院の募集定員に別途加算する取扱いとする。
- この取扱いに伴い、激変緩和措置は不要となるため廃止する。

(参考：当面の取扱い)

小児科又は産科の研修プログラムのいずれか（定員 2 名以上）を設けることで差し支えないとする。（定員 20 名以上の研修病院）

③ 病院の募集定員について（別添医政局長通知第 3 の 4 関係）

- 23 年度の研修については激変緩和措置を継続（22 年度の研修の内定者の実績を勘案）し、その後の取扱いは、研修の実施状況、地域医療への影響等を評価して定める。

○ ただし、激変緩和措置については、次回の制度の見直しまでに廃止する。

(参考：当面の取扱い)

臨床研修病院の募集定員は21年度研修の内定者(マッチ者)の実績を勘案する。(22年3月末までの取扱い)

④都道府県別の募集定員の上限について(別添医政局長通知第3の6関係)

○ 23年度の研修については激変緩和措置を継続し、その後の取扱いは、研修の実施状況、地域医療への影響等を評価して定める。

○ ただし、激変緩和措置については、次回の制度の見直しまでに廃止する。

(参考：当面の取扱い)

都道府県の募集定員の上限の値は、各都道府県の研修医受入実績から10%以上削減しない。

(2) 臨床研修病院群の形成の促進について(別添医政局長通知第2の5(1)ス(※)関係)

○ 地域における臨床研修病院群の形成を促進するため、病院の募集定員については、研修医の受入実績、医師派遣等を勘案した定員を基本とし、都道府県の定員の上限の範囲内で、都道府県において、研修医の受入実績や地域の実情等を勘案して調整ができるようにする。このような募集定員の調整を含め、地域において臨床研修の内容を検討する場の設置を促進する。

○ このため、一定の割合までは無条件に増員できるという現行の取扱いは廃止する。

(参考：現行の取扱い)

原則として、各病院は、 $A \times B / C$ を超えない範囲で増員ができる。

* A (過去3年間の受入実績の最大値+医師派遣加算)

× B (都道府県の上限値) / C (希望定員の合計)

(3) 著しく高額な給与を支払っている場合の補助金の取扱いについて

○ 研修医に決まって支払われる給与(当直手当等を除く)が、一定額(年額720万円)を超える場合は、病院に対する補助金を一定程度減額する。

○ この取扱いは23年度の研修から適用する。

3. 通知発出予定日 平成22年4月頃